

第3期
江南市子ども・子育て支援事業計画
(案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	3
5 計画策定体制と経過.....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況	4
1 江南市の人口動態等の現状.....	4
2 保育サービス等の現状.....	10
3 アンケート調査結果からみた子育て家庭の状況.....	11
4 第2期計画の状況.....	22
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開	33
1 全ての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援.....	33
2 困難を抱える子どもとその家族の支援.....	41
3 地域の子ども・子育て支援の推進.....	45
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	49
1 量の見込みと確保方策の考え方.....	49
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	53
3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項.....	56
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策.....	57
第6章 計画の推進	75
1 計画の推進体制.....	75
2 計画の進行管理.....	76

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニート等の就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめ等の生命・安全の危機、そして、格差拡大等の問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われています。

2 計画策定の趣旨

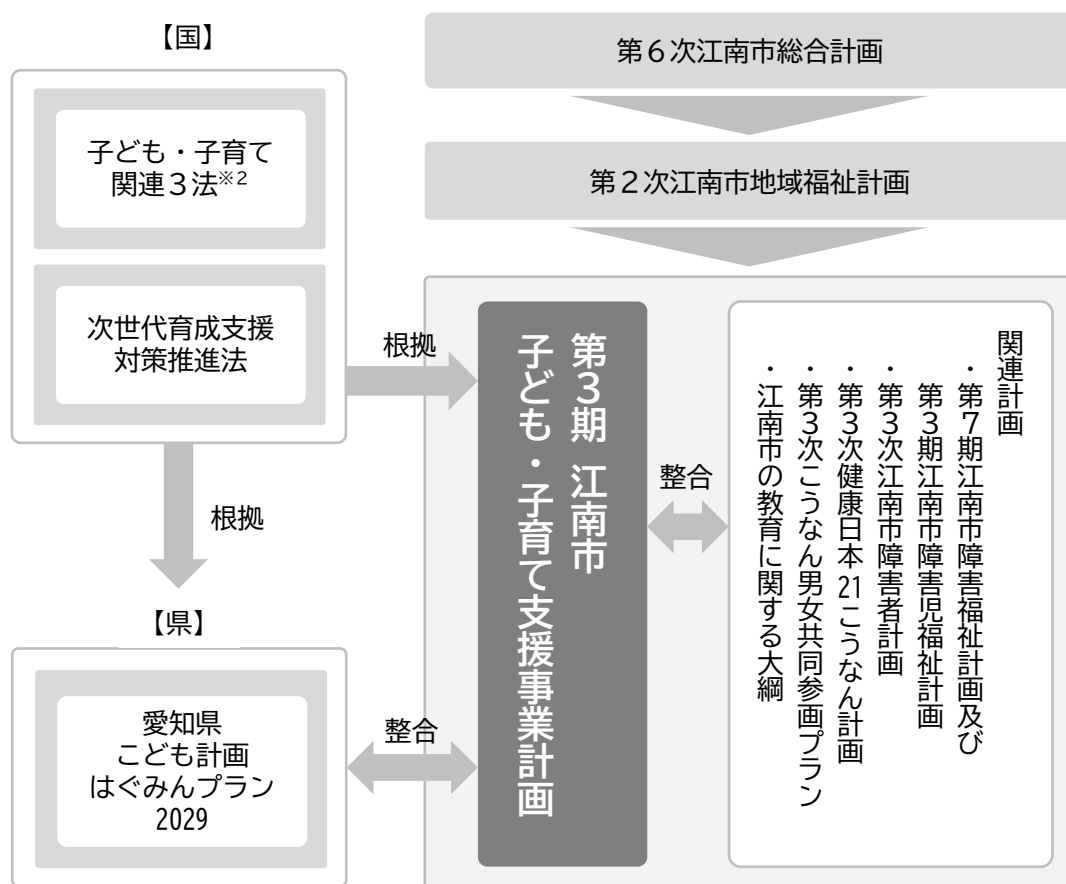
近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

本市においては、平成27年度から「江南市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、子どもが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指し、魅力あるまちづくりを進めてきました。さらに、令和2年3月に「第2期江南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指して、基本理念である「子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり」をより一層推進してきました。

本計画は、「第2期江南市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性等国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第3期江南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期のほか、同法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法^{※1}第8条第1項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。また、市の最上位計画である「第6次江南市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



※1 次世代育成支援対策推進法：平成15年7月に成立・施行された法律。急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策について基本理念を定め、地方公共団体及び事業主には行動計画の策定をはじめとした支援対策推進の責務を明らかにしているもの。

※2 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

4 計画期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期子ども・子育て支援事業計画					次期計画

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者、就学児童（6～11歳）の保護者を対象として、「江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を令和6年2月～3月に実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」での検討

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事する者、公募による市民等で構成する「江南市子ども・子育て会議」で計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章

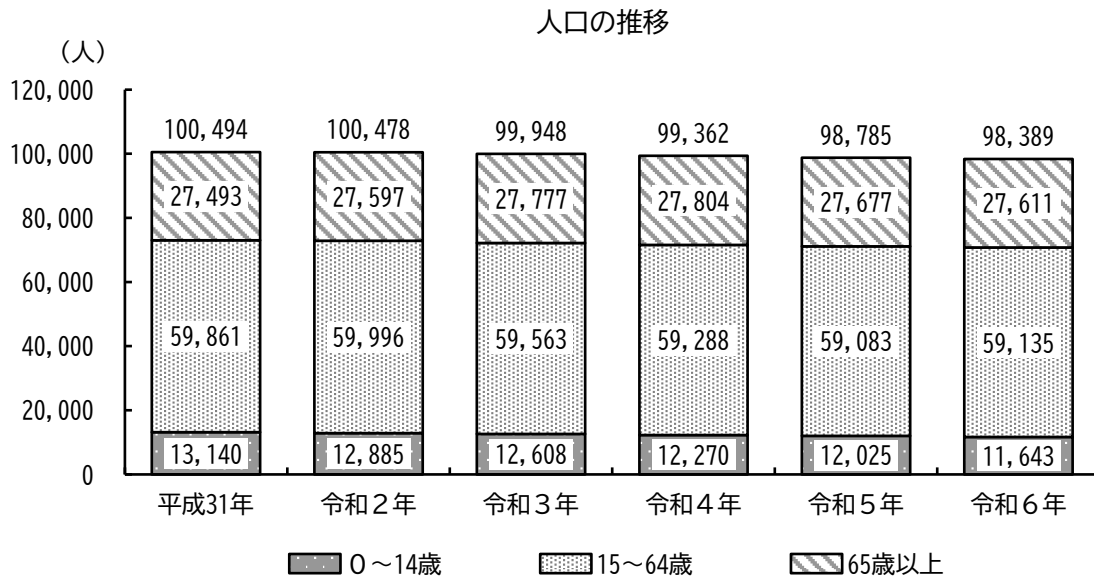
子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 江南市の人口動態等の現状

(1) 人口の推移

① 人口の推移

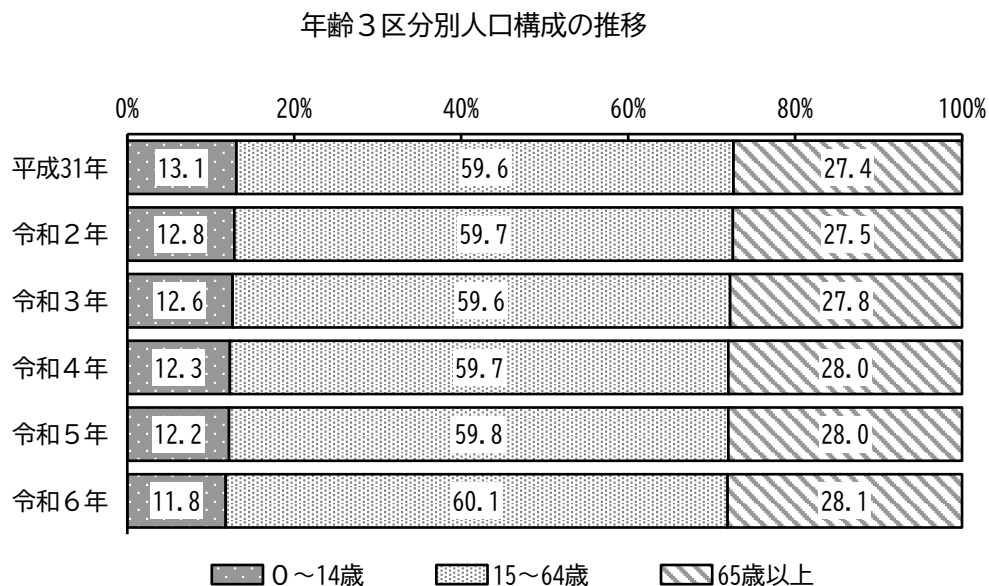
本市の人口の推移をみると、総人口は緩やかな減少傾向にあり、令和6年3月31日現在で98,389人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳までの年少人口が減少しており、15～64歳までの生産年齢人口及び65歳以上の老年人口が増加していることから、少子高齢化が進んでいる状況です。

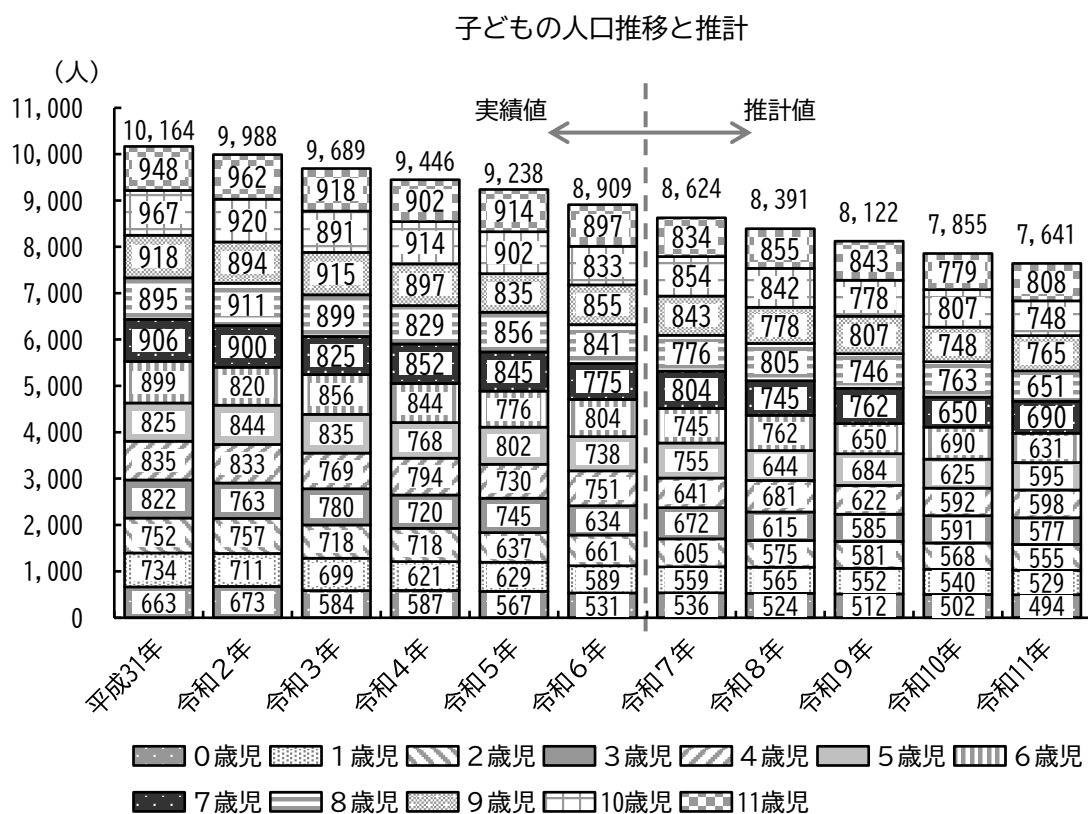


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移と推計

① 子どもの人口推移と推計

本市の子どもの人口の推移をみると、0歳児から11歳児の人口は減少しており、令和6年3月31日現在で8,909人となっています。今後は令和11年にかけて減少していくことがうかがえます。

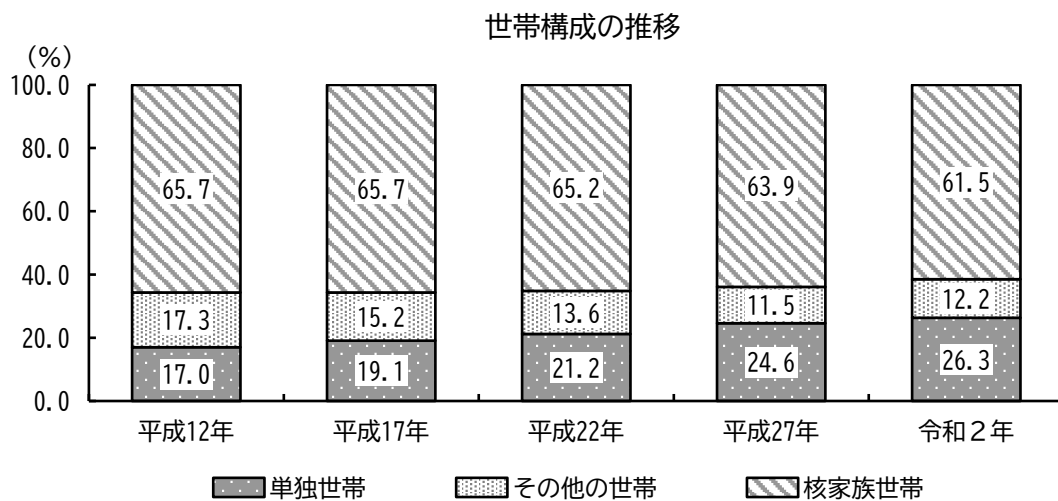


※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの
資料：住民基本台帳（実績値は各年3月31日現在）

(3) 世帯構成の状況

① 世帯構成の推移

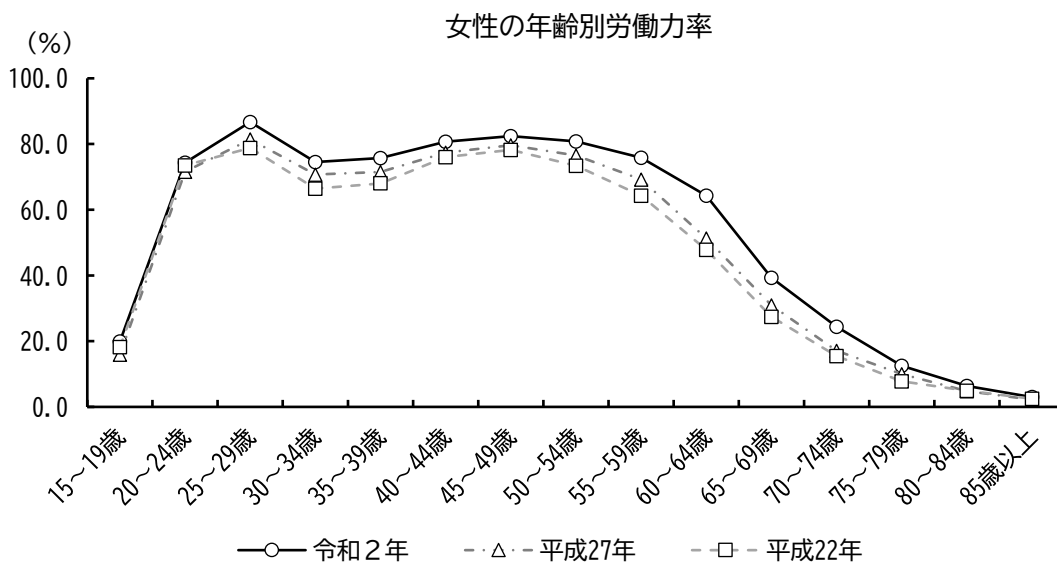
本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、6割以上で推移しています。一方、単独世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年で26.3%となっています。



(4) 女性の労働状況

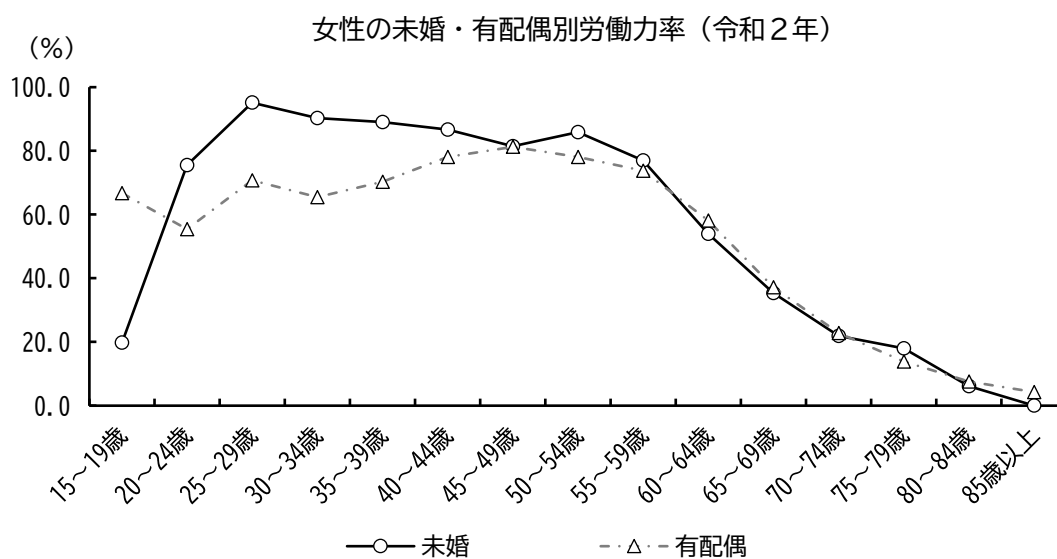
① 女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率[※]は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成22年と比べ、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は近年上昇しており、カーブが年々緩やかになっています。



② 女性の未婚・有配偶別労働力率

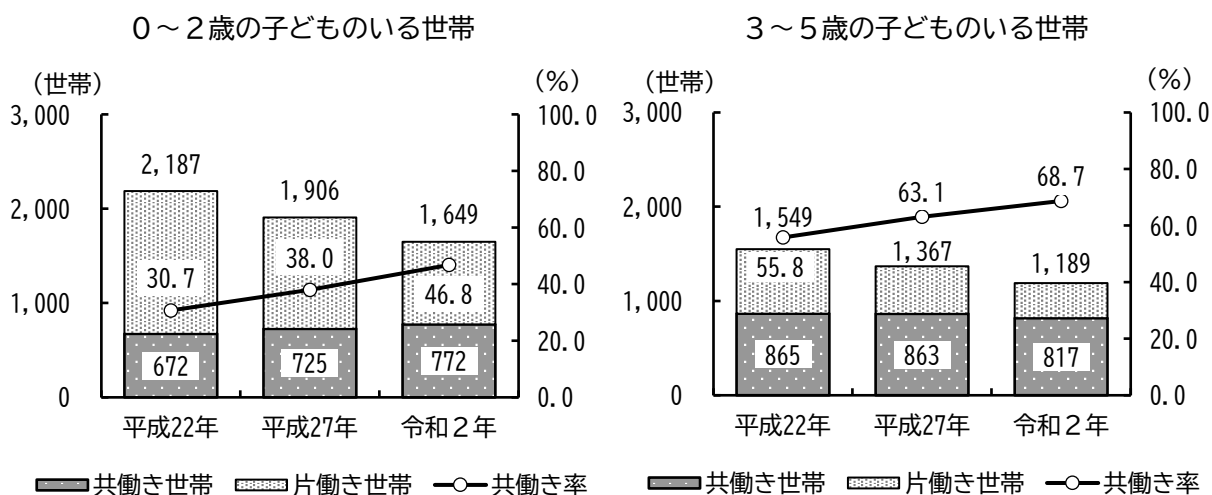
令和2年の女性の未婚・有配偶別労働力率をみると、20～34歳では有配偶女性に比べ未婚女性の労働力率が20ポイント以上高くなっています。



[※] 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者もしくは完全失業者）の割合。

③ 共働き世帯の状況

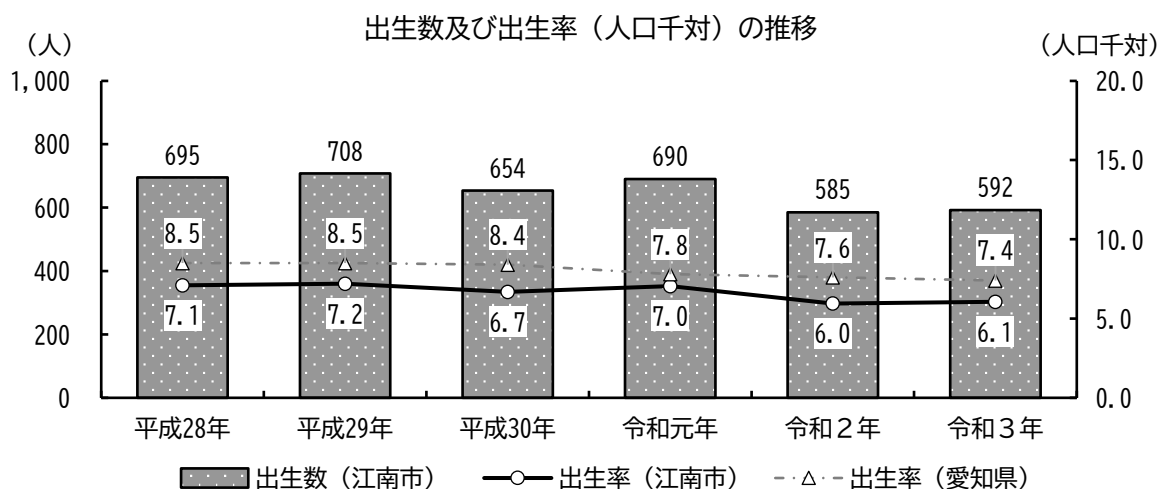
本市の世帯の状況をみると、0～2歳、3～5歳の子どもがいる全体の世帯数は減少していますが、共働き世帯の割合は年々増加しています。令和2年には共働き率は0～2歳の子どもがいる世帯で46.8%、3～5歳の子どもがいる世帯では68.7%となっています。



(5) 出生の動向

① 出生数及び出生率（人口千対）の推移

本市の出生数は、令和2年・令和3年は他の年に比べて大幅に減少しており、令和3年で592人となっています。出生率（人口千対）も、令和2年・令和3年で低い数値となっており、令和3年で6.1となっています。また、本市の出生率は愛知県と比べて低い数値で推移しています。

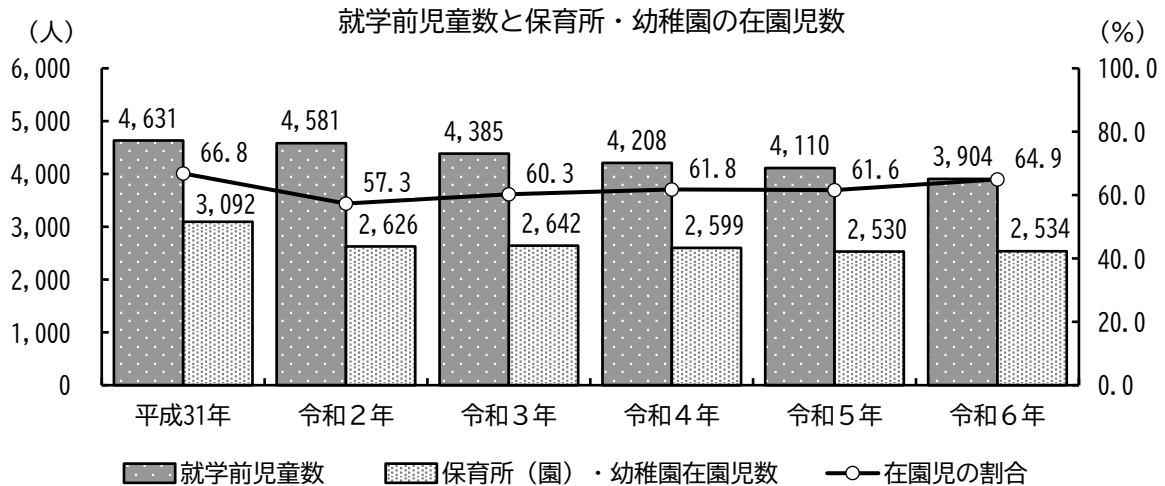


2 保育サービス等の現状

(1) 保育所と幼稚園の入所状況

① 就学前児童数と保育所・幼稚園の在園児数

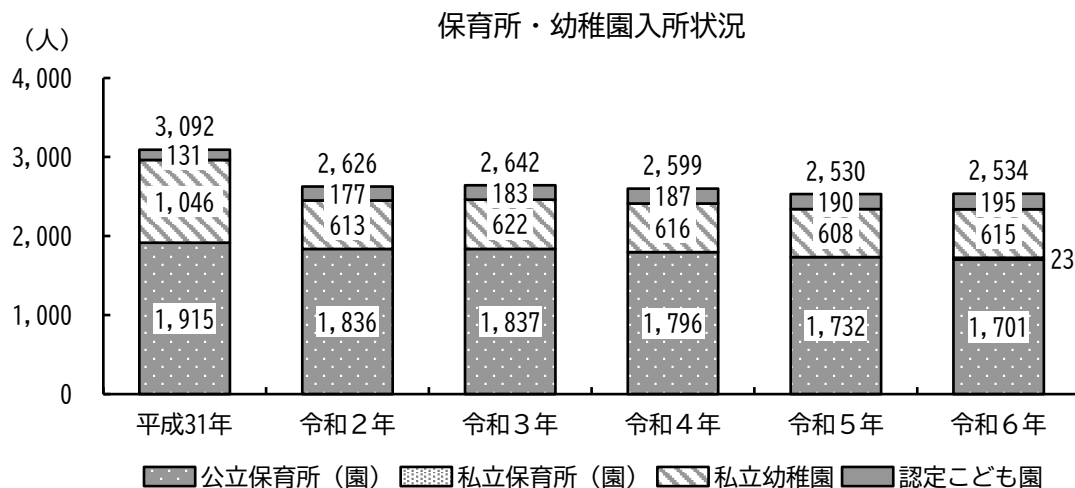
本市の就学前児童数、保育所（園）と幼稚園の在園児数は、減少傾向にあります。在園児の割合は令和2年以降ゆるやかな増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（0～5歳人口、各年3月31日現在）
 保育課 保育所（園）在園児数（各年3月1日現在）
 幼稚園在園児数（各年3月1日現在）

② 保育所・幼稚園入所状況

本市の保育所等の入所状況の施設別の内訳は、以下のとおりです。令和5年4月に私立保育所（園）が1園開園しました。また、令和6年4月に私立幼稚園1園が認定こども園に移行しています。



資料：保育 公立保育所（園）認定こども園（各年3月1日現在）
 私立幼稚園（各年3月1日現在）

3 アンケート調査結果からみた子育て家庭の状況

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とした「第3期江南市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

- ・江南市在住の就学前児童（0～5歳）の保護者
- ・就学児童（6～11歳）の保護者を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年2月21日から令和6年3月11日

④ 調査方法

郵送による案内・WEBによる回答

⑤ 回収状況

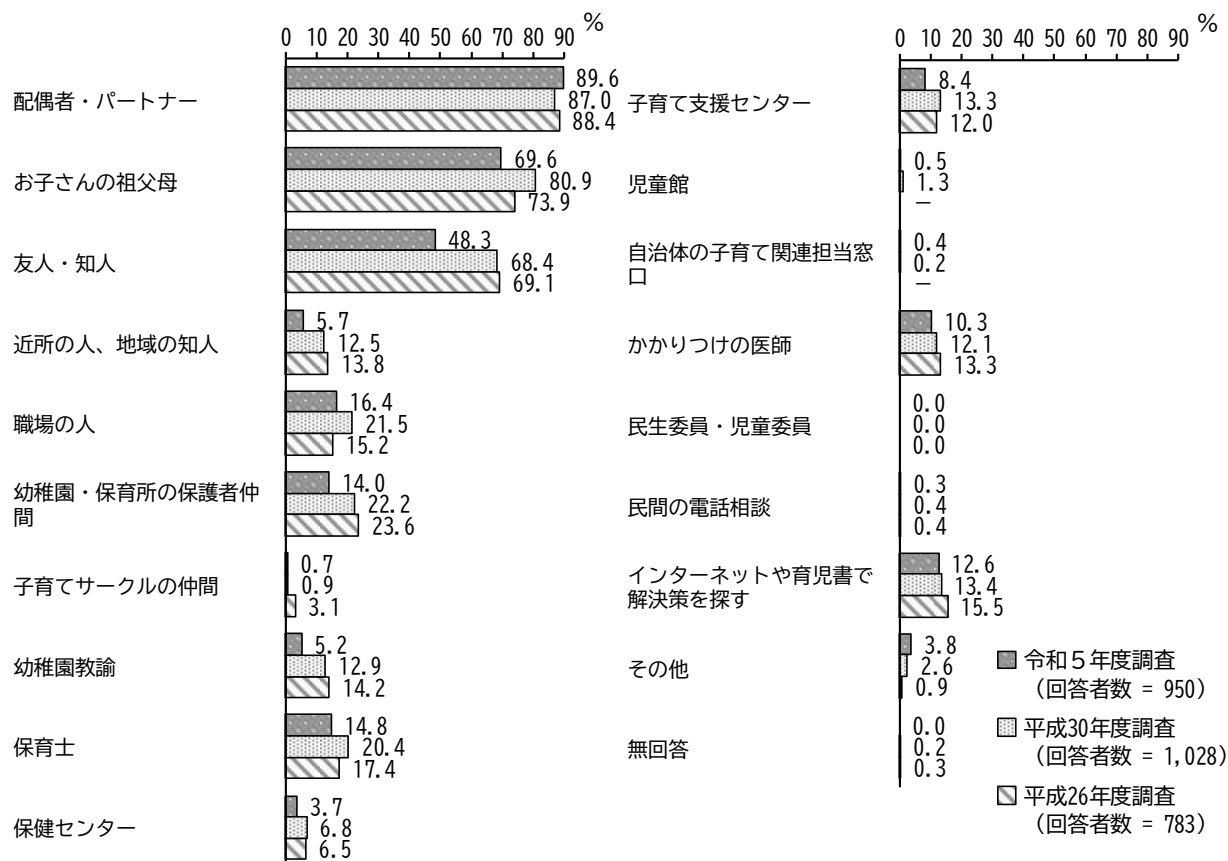
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	1,800通	950通	52.8%
就学保護者	1,800通	957通	53.2%

(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

① 気軽に相談できる人（場所）【就学前】

「配偶者・パートナー」の割合が89.6%と最も高く、次いで「お子さんの祖父母」の割合が69.6%、「友人・知人」の割合が48.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「お子さんの祖父母」「友人・知人」「近所の人、地域の知人」「職場の人」「幼稚園・保育所の保護者仲間」「幼稚園教諭」「保育士」の割合が減少しています。

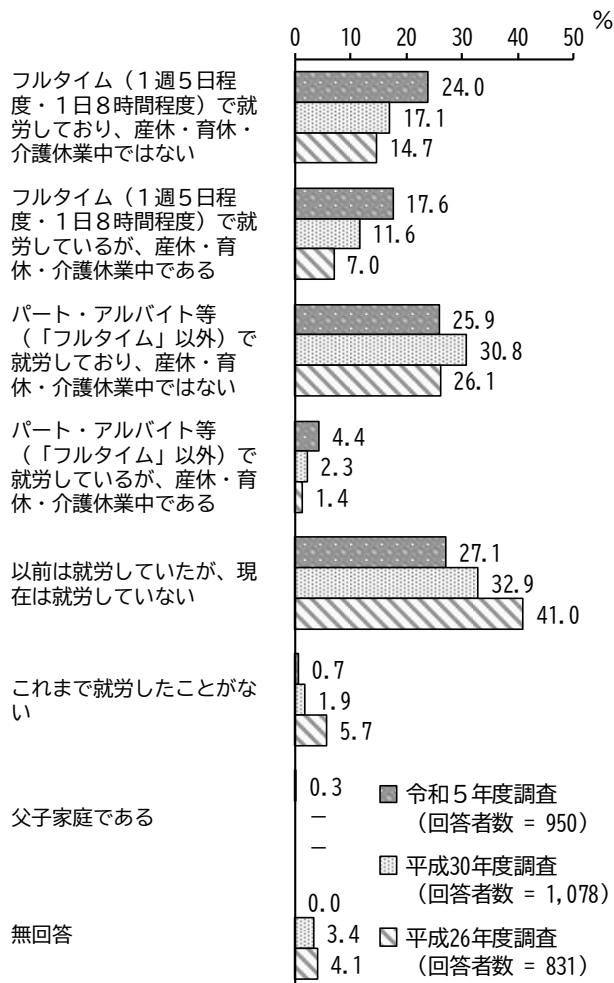


(3) 保護者の就労状況について

① 母親の就労状況【就学前】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.0%となっています。

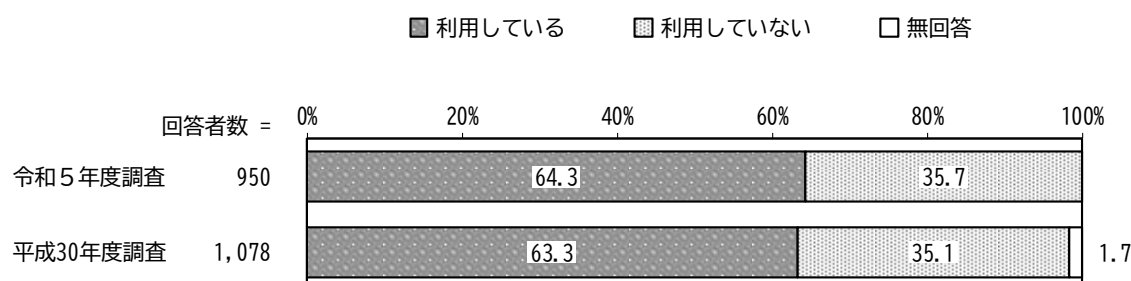
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業（施設）の利用状況について

① 「定期的な教育・保育の事業（施設）」の利用状況【就学前】

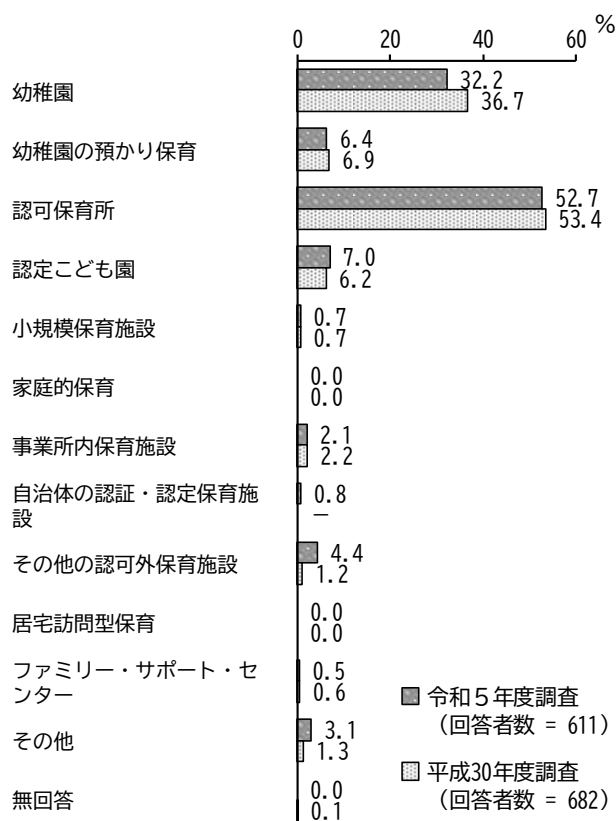
「利用している」の割合が64.3%、「利用していない」の割合が35.7%となっています。平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 平日に利用している教育・保育の事業（施設）【就学前】

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）〔例〕江南市立保育園、布袋ぽっぽ園)」の割合が52.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が32.2%となっています。

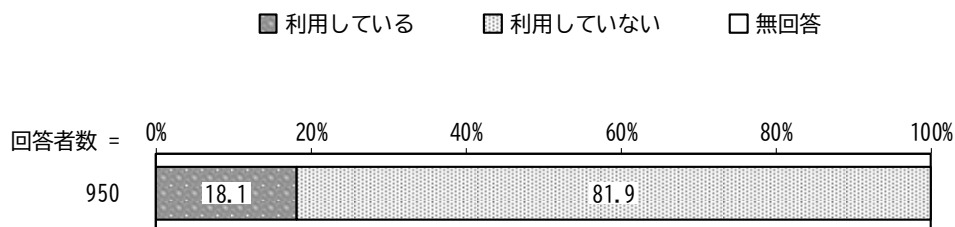
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について

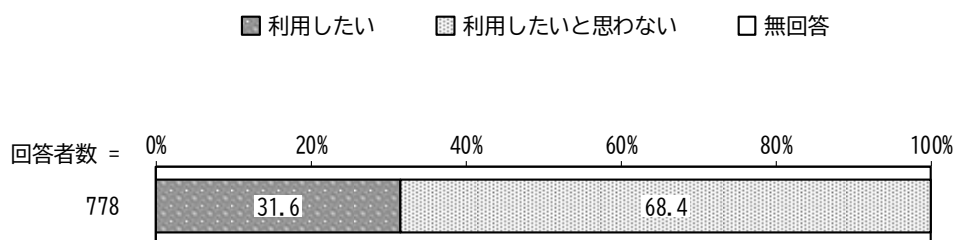
① 「子育て支援センター」の利用状況【就学前】

「利用している」の割合が18.1%、「利用していない」の割合が81.9%となっています。



② 「子育て支援センター」の利用意向【就学前】

「利用したい」の割合が31.6%、「利用したいと思わない」の割合が68.4%となっています。

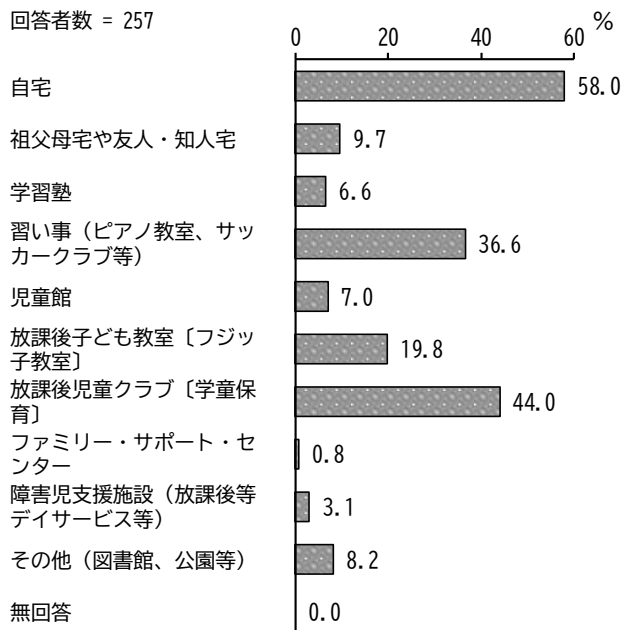


(6) 小学校就学後の放課後等の過ごし方について

① 小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか【就学前】

「自宅」の割合が58.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が44.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ等）」の割合が36.6%となっています。

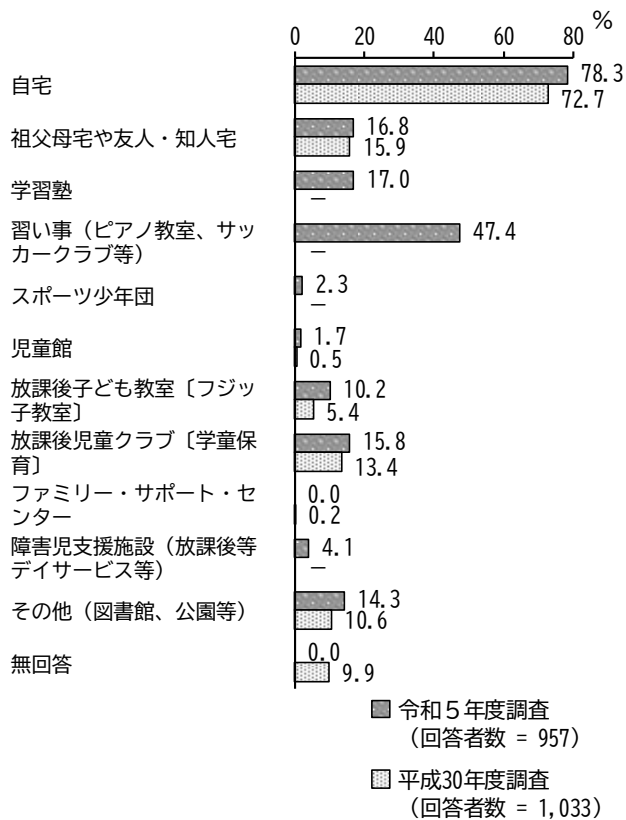
回答者数 = 257



② 放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせている場所【就学児】

「自宅」の割合が78.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ等）」の割合が47.4%、「学習塾」の割合が17.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。



(7) 子育て全般について

① 江南市は子育てしやすいまちだと思うか【就学前】【就学児】

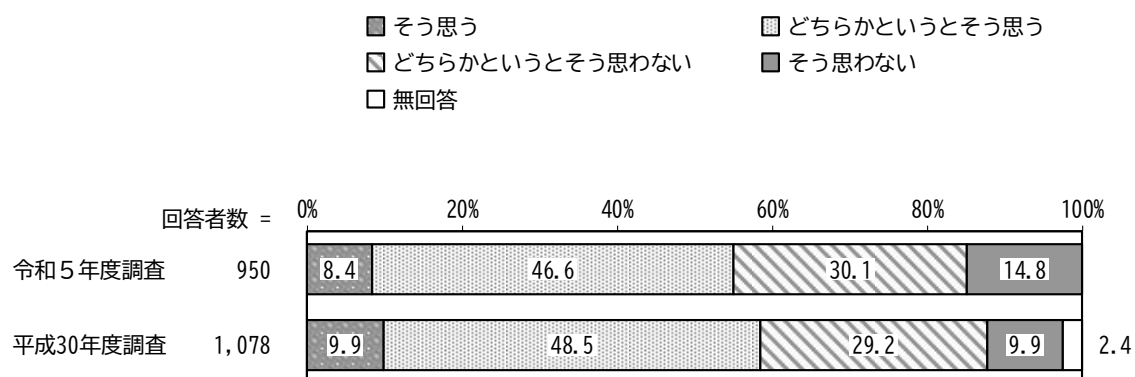
就学前保護者では、「どちらかというと思う」の割合が46.6%と最も高く、次いで「どちらかというと思わない」の割合が30.1%、「そう思わない」の割合が14.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

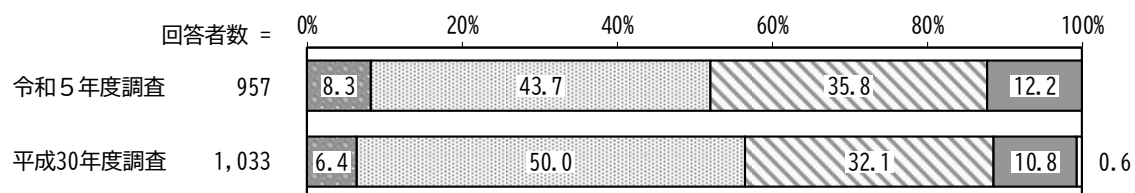
就学保護者では、「どちらかというと思う」の割合が43.7%と最も高く、次いで「どちらかというと思わない」の割合が35.8%、「そう思わない」の割合が12.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「どちらかというと思う」の割合が減少しています。

【就学前】



【就学児】

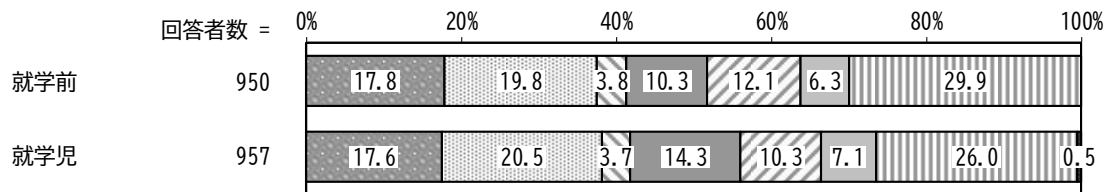


② ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応【就学前】【就学児】

就学前保護者では、「わからない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「家族、友人・知人に相談する」の割合が19.8%、「本人に様子を聞く」の割合が17.8%となっています。

就学保護者では、「わからない」の割合が26.0%と最も高く、次いで「家族、友人・知人に相談する」の割合が20.5%、「本人に様子を聞く」の割合が17.6%となっています。

- 本人に様子を聞く
- ▨ 家族、友人・知人に相談する
- ▩ 民生委員・児童委員に相談する
- 保育所の保育士や学校の教諭等に相談する
- ▨ 関係機関に相談する
- 何もしない
- ▨ わからない
- その他
- 無回答



③ 子育てに関して悩んでいること、気になること【就学前】【就学児】

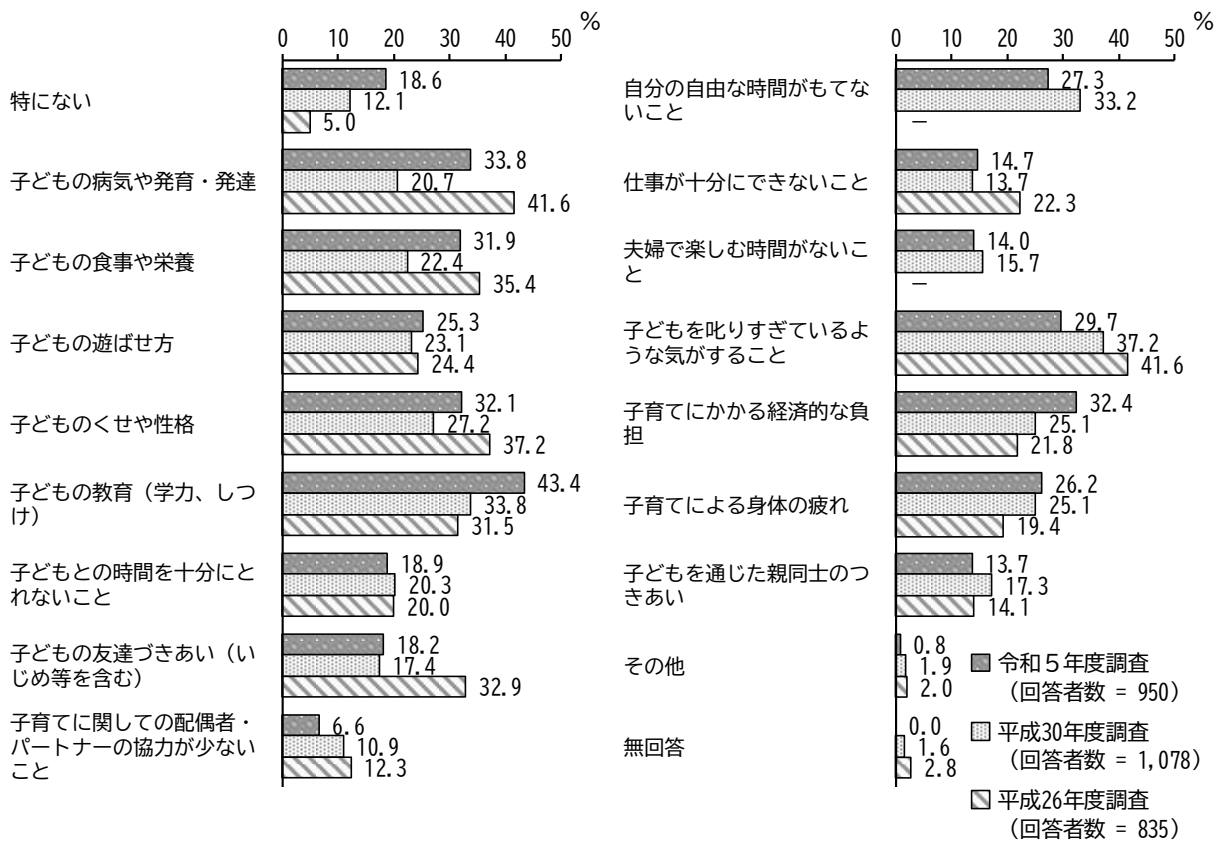
就学前保護者では、「子どもの教育（学力、しつけ）」の割合が43.4%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達」の割合が33.8%、「子育てにかかる経済的な負担」の割合が32.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「特にない」「子どもの病気や発育・発達」「子どもの食事や栄養」「子どもの教育（学力、しつけ）」「子育てにかかる経済的な負担」の割合が増加しています。一方、「自分の自由な時間がもてないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が減少しています。

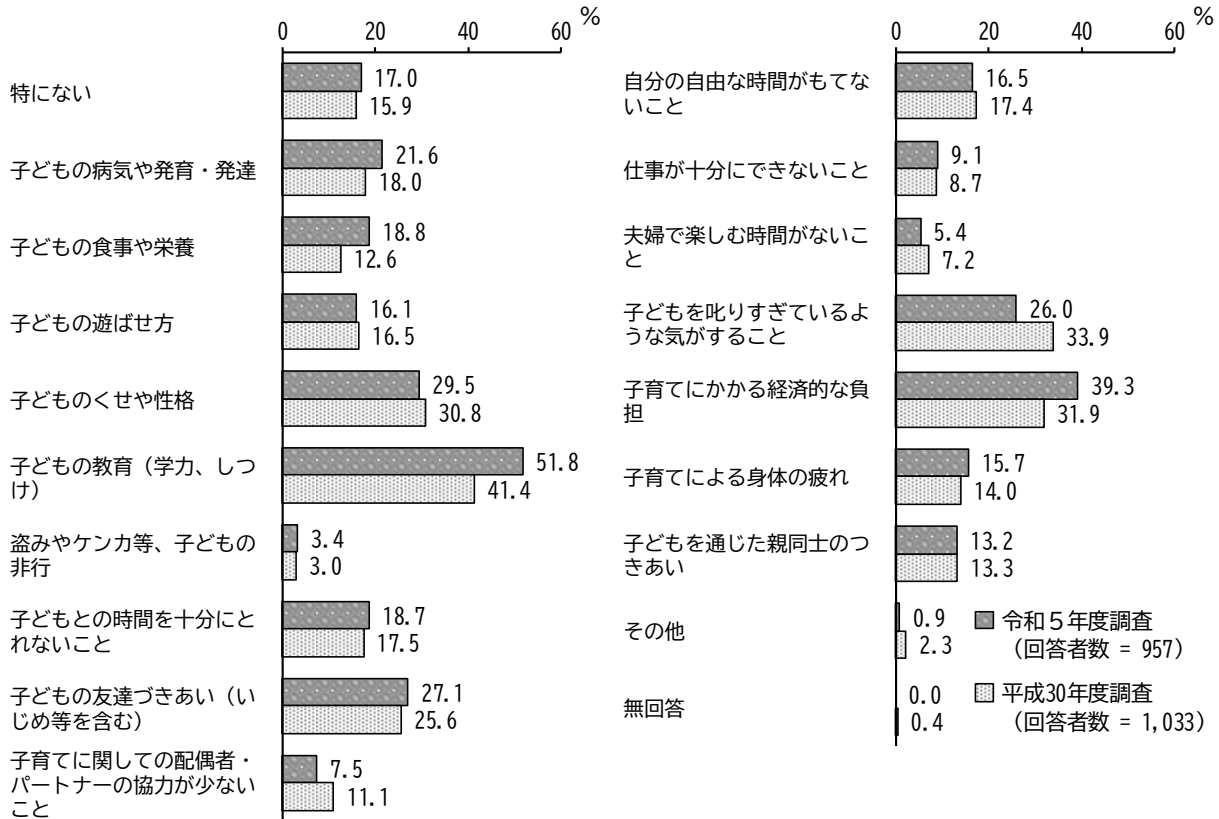
就学保護者では、「子どもの教育（学力、しつけ）」の割合が51.8%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担」の割合が39.3%、「子どものくせや性格」の割合が29.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの食事や栄養」「子どもの教育（学力、しつけ）」「子育てにかかる経済的な負担」の割合が増加しています。一方、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が減少しています。

【就学前】



【就学児】



④ 子育てをする中で、有効だと感じる支援・対策【就学前】【就学児】

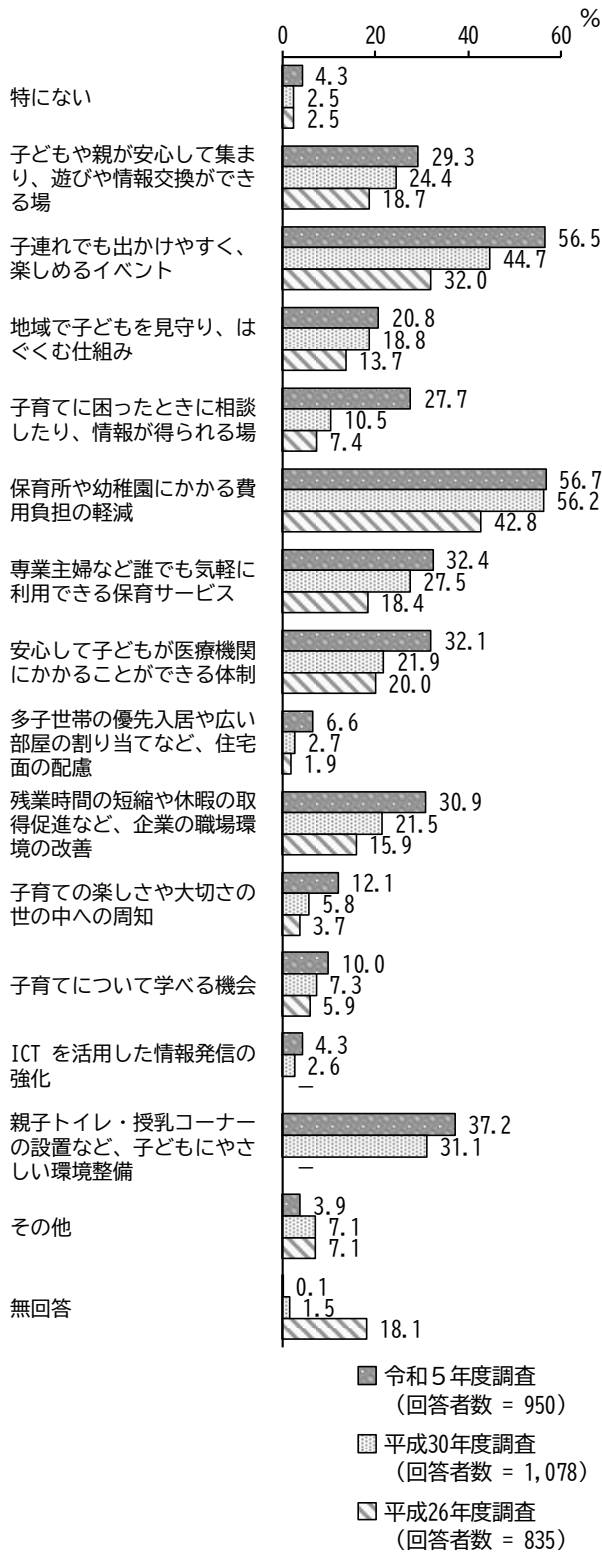
就学前保護者では、「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」の割合が56.7%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベント」の割合が56.5%、「親子トイレ・授乳コーナーの設置など、子どもにやさしい環境整備」の割合が37.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベント」「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場」「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業の職場環境の改善」「子育ての楽しさや大切さの世の中への周知」「親子トイレ・授乳コーナーの設置など、子どもにやさしい環境整備」の割合が増加しています。

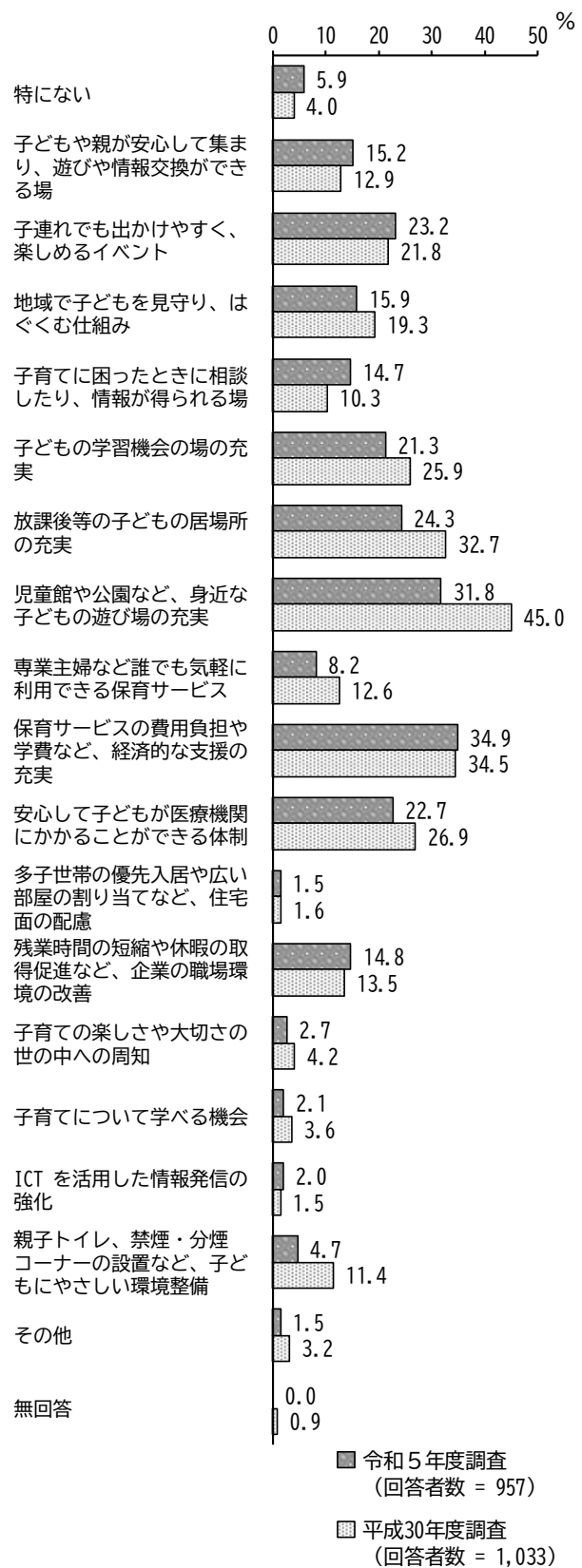
就学保護者では、「保育サービスの費用負担や学費など、経済的な支援の充実」の割合が34.9%と最も高く、次いで「児童館や公園など、身近な子どもの遊び場の充実」の割合が31.8%、「放課後等の子どもの居場所の充実」の割合が24.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後等の子どもの居場所の充実」「児童館や公園など、身近な子どもの遊び場の充実」「親子トイレ、禁煙・分煙コーナーの設置など、子どもにやさしい環境整備」の割合が減少しています。

【就学前】



【就学児】



4 第2期計画の状況

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込み及び確保の方策」について、進捗状況を検証・評価しました。

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保の方策人口の推移

① 幼稚園（認定こども園を含む）

確保方策の計画値が実績を上回っており、教育を希望する保護者に対し提供できています。

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	3歳以上	918人	912人	902人	896人	900人
	2号		188人	187人	185人	183人	184人
	広域利用		70人	70人	80人	80人	80人
	計		1,176人	1,169人	1,167人	1,159人	1,164人
確保方策 (実績)	1号	3歳以上	市内	市内	市内	市内	市内
			1,024人	1,024人	1,024人	1,024人	1,024人
	2号	3歳以上	744人	737人	733人	732人	—
			広域利用	広域利用	広域利用	広域利用	広域利用
			300人	300人	300人	300人	300人
			415人	414人	391人	372人	—
	計		1,324人	1,324人	1,324人	1,324人	1,324人
		1,159人	1,151人	1,124人	1,104人	—	
確保方策—量の見込み			148人	155人	157人	165人	160人
確保方策—実績			165人	173人	200人	220人	—
具体方策			—	—	—	—	—

- ・量の見込み（広域利用）は、他市町からの利用を80人（扶桑町）と想定
- ・確保方策（広域利用）は、他市町への利用を300人（一宮市）と想定
- ・認定こども園の1号認定を含む。

② 保育所（認定こども園を含む）

確保方策の計画値が実績を上回っており、保育所への入園を希望する保護者に対し提供できています。

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号	3～5歳	1,319人	1,310人	1,296人	1,286人	1,292人
	3号	0歳児	51人	52人	53人	54人	55人
		1～2歳	531人	522人	531人	553人	580人
	計		1,901人	1,884人	1,880人	1,893人	1,927人
確保方策 (実績) 【特定教育・ 保育施設】	2号	3～5歳	1,476人	1,476人	1,476人	1,476人	1,476人
			1,305人	1,271人	1,226人	1,234人	—
	3号	0歳児	60人	60人	60人	60人	60人
			42人	20人	34人	45人	—
		1～2歳	582人	582人	582人	582人	582人
	計		533人	516人	507人	494人	—
計		2,118人	2,118人	2,118人	2,118人	2,118人	
		1,880人	1,807人	1,767人	1,773人	—	
確保方策 (実績) 【特定地域型 保育事業】	3号	0歳児	—	—	—	—	—
		1～2歳	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	
確保方策— 量の見込み	2号	3～5歳	157人	166人	180人	190人	184人
	3号	0歳児	9人	8人	7人	6人	5人
		1～2歳	51人	60人	51人	29人	2人
	計		217人	234人	238人	225人	191人
確保方策— 実績	2号	3～5歳	171人	205人	250人	242人	—
	3号	0歳児	18人	40人	26人	15人	—
		1～2歳	49人	66人	75人	88人	—
	計		238人	311人	351人	345人	—
具体方策			—	—	—	—	—

・認定こども園の2号認定及び3号認定を含む。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

① 時間外保育事業（延長保育事業）

実績が確保方策の計画値を上回って推移しており、今後も延長保育のニーズは高いレベルで推移すると見込まれます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,047人	1,040人	1,043人	1,056人	1,078人
確保方策 (実績)	1,047人	1,040人	1,043人	1,056人	1,078人
	1,185人	1,175人	1,149人	1,144人	—
確保方策－量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策－実績	▲138人	▲135人	▲106人	▲88人	—
具体方策	—	—	—	—	—

② 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

実績が確保方策の計画値を下回り推移しており、希望する人への提供ができています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	412人	406人	402人	407人	419人
	2年生	308人	305人	297人	315人	315人
	3年生	308人	305人	305人	297人	315人
	4年生	182人	181人	183人	186人	182人
	5年生	159人	159人	161人	163人	160人
	6年生	114人	114人	115人	116人	114人
	計	1,483人	1,470人	1,463人	1,484人	1,505人
確保方策 (実績)		1,424人	1,462人	1,548人	1,548人	1,548人
		1,271人	1,214人	1,236人	1,248人	—
確保方策－量の見込み		▲59人	▲8人	85人	64人	43人
確保方策－実績		153人	248人	312人	300人	—
具体方策		布袋北小学校学童室整備	古知野北学 童保育所整備	古知野南学 童保育所分 室通年開所	夏季期間の 布袋小学校 の余裕教室 の活用、人 材派遣の活 用	—

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

令和4年までは実績が計画値を下回っていましたが、令和5年で計画値を上回りました。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策 (実績)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
	0人日	4人日	7人日	27人日	-
確保方策-量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策-実績	10人日	6人日	3人日	▲17人日	-

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

令和4年まで実績（延べ利用者数（人回））は量の見込みの4割程度で推移していましたが、令和5年は6割を超えています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46,236人回	45,997人回	46,843人回	48,405人回	50,293人回
確保方策 (実績) 【地域子育て支援拠点 事業数・利用者数】	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	3か所	3か所	3か所	3か所	-
	15,858人回	18,013人回	18,886人回	29,713人回	-
具体方策	-	-	-	-	-

⑤ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）

実績は増減を繰り返していますが、計画値を下回って推移しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	3,447人日	3,423人日	3,387人日	3,361人日	3,377人日
	2号	1,045人日	1,038人日	1,027人日	1,019人日	1,024人日
	計	4,492人日	4,461人日	4,414人日	4,380人日	4,401人日
確保方策 (実績)		7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日	7,200人日
		4,427人日	4,572人日	7,005人日	6,016人日	-
確保方策-量の見込み		2,708人日	2,739人日	2,786人日	2,820人日	2,799人日
確保方策-実績		2,773人日	2,628人日	195人日	1,184人日	-
具体方策		江南幼稚園	江南幼稚園	江南幼稚園、 認定江南こども園グレイス	江南幼稚園、 認定江南こども園グレイス	-

⑥ 一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

実績は年々増加していますが、量の見込みを下回って推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,508 人日	2,496 人日	2,549 人日	2,645 人日	2,757 人日
確保方策 (実績)	4,860 人日	4,860 人日	4,860 人日	4,860 人日	4,860 人日
	1,931 人日	2,052 人日	2,128 人日	2,239 人日	—
確保方策－量の見込み	2,352 人日	2,364 人日	2,311 人日	2,215 人日	2,103 人日
確保方策－実績	2,929 人日	2,808 人日	2,732 人日	2,621 人日	—
具体方策	宮田東保育園 中央保育園	宮田東保育園 中央保育園	宮田東保育園 中央保育園	宮田東保育園 中央保育園	—

⑦ 病児保育事業

実績（延べ受診者数）は増加していますが、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	533 人日	530 人日	531 人日	537 人日	549 人日
確保方策 (実績)	0 人日	726 人日	729 人日	729 人日	729 人日
	0 人日	58 人日	297 人日	390 人日	—
確保方策－量の見込み	▲533 人日	196 人日	198 人日	192 人日	180 人日
確保方策－実績	0 人日	668 人日	432 人日	339 人日	—
具体方策	検討中	—	—	増設検討中	—

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

実績（延べ利用者数）は増減していますが、確保方策の計画値を下回って推移しています。依頼会員数は増加傾向にあります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員	451人	462人	451人	512人	—
援助会員	51人	51人	54人	46人	—
両方会員	37人	45人	42人	44人	—
会員数（計）	539人	558人	547人	602人	—
延べ利用者数（人日）	1,031人日	971人日	952人日	990人日	—
具体方策	PRの実施	PRの実施	PRの実施	PRの実施	—

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	小学生	448人日	445人日	436人日	433人日	436人日
	未就学児童	600人日	596人日	598人日	605人日	617人日
	計	1,048人日	1,041人日	1,034人日	1,038人日	1,053人日
確保方策（実績）	1,048人日	1,041人日	1,034人日	1,038人日	1,053人日	
	1,031人日	971人日	952人日	990人日	—	
確保方策－量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
確保方策－実績	17人日	70人日	82人日	48人日	—	
具体方策	—	—	—	—	—	

⑨ 利用者支援事業

各種相談に応じる保健師、助産師等を配置し、情報提供等を行っています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策（実績）	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	—
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
具体方策	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	—	

⑩ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

実績（利用人数）は令和3年以降減少しており、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154人	153人	152人	151人	151人
確保方策 (実績)	154人	153人	152人	151人	151人
	108人	132人	121人	120人	—
確保方策－量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策－実績	46人	21人	31人	31人	—

⑪ 妊婦健康診査

実績（延べ受診者数）は年々減少しており、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊娠届出者数	721件	735件	750件	764件	779件
	延べ受診者数 (人回)	8,413人回	8,575人回	8,749人回	8,911人回	9,085人回
確保方策 (実績)		8,413人回	8,575人回	8,749人回	8,911人回	9,085人回
		7,332人回	7,017人回	6,887人回	6,577人回	—
確保方策－実績		1,081人回	1,558人回	1,862人回	2,334人回	—

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

実績（訪問件数）は増減していますが、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	677件	690件	704件	717件	731件
確保方策 (実績)	677件	690件	704件	717件	731件
	516件	564件	526件	538件	—
確保方策－実績	161件	126件	178件	179件	—

⑬ 養育支援訪問事業

実績（訪問世帯数）は減少しており、確保方策の計画値を下回って推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46世帯	51世帯	56世帯	61世帯	66世帯
確保方策 (実績)	46世帯	51世帯	56世帯	61世帯	66世帯
	34世帯	33世帯	32世帯	29世帯	—
	247件	225件	137件	175件	—
確保方策－実績	12世帯	18世帯	24世帯	32世帯	—

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

江南市では、「第6次江南市総合計画」において、めざす都市の将来像を、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市～生活・産業・文化の魅力があふれ、選ばれ続けるまち～」とし、全ての人々がゆとりと生きがいをもって暮らせる、生活の場としての魅力あるまちづくりを目指しています。

その将来像の実現に向けて、子ども・子育て分野では、「地域に開かれた快適で安全な学校づくりの推進」「心豊かな子ども育成支援の推進」「地域が支える子育て支援の推進」に取り組んでいます。

本計画では、「第2期江南市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や方向性等を引き継ぎつつ、「こどもまんなか社会」や「第6次江南市総合計画」の将来像の実現に向け、「子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり」を基本理念として掲げます。

【 基 本 理 念 】

子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり
～こどもまんなか社会の実現にむけて～

2 基本目標

(1) 全ての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援

子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。また、子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実させます。

(2) 困難を抱える子どもとその家族の支援

子どもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、子どもの貧困対策やひとり親家庭、児童虐待防止対策を推進しつつ、障害のある児童など、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。

(3) 地域の子ども・子育て支援の推進

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

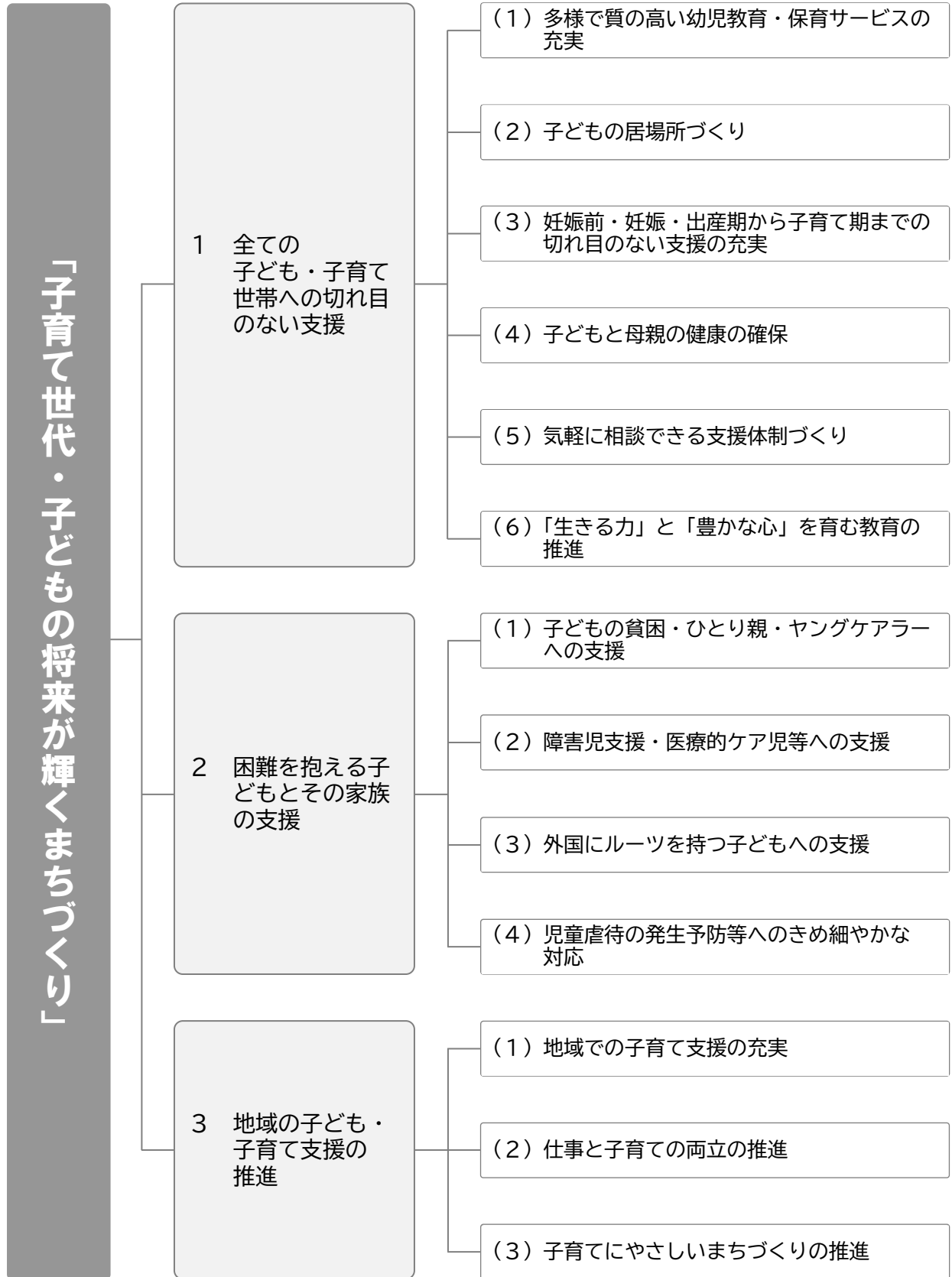
また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスや、男女共同参画等による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を確保します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



1 全ての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援

子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組めます。また、子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実させます。

(1) 多様で質の高い幼児教育・保育サービスの充実

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の利用時間、開始時間、終了時間等保護者のニーズに合わせ、適切な施設整備について検討していきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
通常保育	市内の保育施設（公立・私立保育園、認定こども園）において、教育・保育の必要性に応じて、家庭で日中保育ができない乳幼児を保護者に代わって保育を実施します。	こども未来課
低年齢児保育	3歳未満児の保育ニーズの高まりに応じて、民間保育事業者とも連携し、受け入れ体制の充実を図ります。	こども未来課
時間外保育（延長保育）	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育認定時間以外の時間も保育を実施します。	こども未来課
一時預かり	保護者の就労や病気・出産等の緊急時、育児リフレッシュ等の理由で、家庭で保育できない場合、一時的に保育を実施します。	こども未来課
特別支援保育	保護者の就労状況等から保育園へ通園する必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	こども未来課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等に通園する3歳～5歳児、経済的事由のある0歳～2歳児の利用料を無償化します。 また、幼稚園や認可外保育所を利用する子どもで、一定の要件を満たす場合には、預かり保育や利用料等に対して、国の定める額を無償化します。	こども未来課

事業名	内容	担当課
第三子保育料無料化	18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が3歳未満の場合に、世帯の課税状況等を基に、保育料を無料若しくは半額にし、当該世帯の経済的負担を軽減します。	こども未来課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園、保育園等に通園する一定の経済的事由のある3歳～5歳児と第三子以降の児童について、副食費費用を支給します。	こども未来課
こども誰でも通園事業	0歳6か月から2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに保育を実施します。 【令和8年度以降に実施予定】	こども未来課
病児保育、乳幼児健康支援一時預かり	病期中又は病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、医療機関等に併設された保育施設において一時的に利用できる保育事業を実施します。	こども未来課
放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	授業終了後や土曜日及び長期学校休業日に就労等で保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課

（２）子どもの居場所づくり

子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、すでに子どもの居場所となっている児童館、公園、公民館等の社会教育施設等についても、子どもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童館活動	児童館が地域の身近な遊び場として、多くの子どもに利用されるように、積極的な広報活動に取り組むとともに、魅力ある児童館にするために、子どもたちのニーズに応じ、児童の安心安全な遊び場を提供します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童保育事業）【再掲】	授業終了後や土曜日及び長期学校休業日に就労等で保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室（フジッ子教室）	小学校の余裕教室等を活用し、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、異年齢の児童間交流と地域住民との交流を図ります。	子育て支援課
障害児の放課後対策	学校に就学している障害児への放課後又は休業日の対策として、放課後等デイサービス事業により支援します。	ふくし支援課
国際交流「ふくらの家」子ども塾	外国人の児童が多く通学している藤里小学校の空き教室を国際交流ルームとして整備し、言葉の壁や習慣の違いで戸惑っている外国人の児童・生徒を対象とした日本語学習等の支援活動を実施します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
遊び場情報の提供	市内の公園を身近なものと感じてもらえるよう、市内にある公園や児童館等の所在地、設備、遊具設置状況等を、パンフレットやホームページ、広報により、遊び場情報の提供をします。	子育て支援課
		都市計画課
都市公園等の整備	人口密度が高いにもかかわらず公園緑地等のカバー圏に含まれない地域を中心に、周辺環境や公園の設置目的等を総合的に判断しながら、生産緑地地区や低未利用地等の活用も含めて、バランスのとれた適正な整備を検討します。	都市計画課
公園等の維持管理	地域と行政の協働による維持管理の実施、誰もが安心・安全に楽しく利用できるような公園施設を維持するための計画的な改修・更新を推進していくための検討を行います。	都市計画課

(3) 妊娠前・妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

妊娠前・妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を強化します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
利用者支援事業 (基本型)	子どもやその保護者へ教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言及び関係機関と連絡調整を行います。	子育て支援課
こども家庭センター	母子保健と児童福祉が連携し、個々に合った支援プランの作成、情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課
		健康づくり課
保健師・助産師による 相談	妊娠や不妊・不育に関する問題や悩みに対して、電話や面接等による相談を行います。	健康づくり課
不妊・不育に関する情 報の提供	不妊や不育の治療助成制度の内容と不妊・不育に関する情報を提供します。	健康づくり課
一般不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療や検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。	健康づくり課
不育症治療費の助成	不育に悩む夫婦に対し、不育治療や検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。	健康づくり課
低所得妊婦に対する初 回産科受診料の助成	低所得妊婦に対し、初回産科受診料の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。	健康づくり課
妊婦等包括相談支援 事業・妊婦のための支 援給付	妊娠届出時・妊娠8か月時頃・こんにちは赤ちゃん訪問時に面談等を実施し、継続的な情報発信と必要なサービスの案内や支援をし、給付金を支給します。	健康づくり課
子育てガイドブック 配付	妊娠準備期からの子育てに関する情報を一冊にまとめた子育てガイドブックの発行と配付により、子育て情報の提供を行います。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
マタニティマークの配布	妊婦にやさしい環境づくりの一環として、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解してもらうために、啓発マークを作成し妊婦に配布します。	健康づくり課
フレッシュ・パパママ教室	妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、安心して出産に臨めるように支援します。	健康づくり課
助産施設への入所相談	経済的な理由により入院助産を受けることができないときに、助産施設入所を実施して、安全な出産を確保します。	子育て支援課
産後ケア事業	産後4か月未満の母親とその児に心身のケアや育児のサポート等を実施します。(一部、産後1年未満)	健康づくり課
児童手当の支給	18歳以下(18歳到達の年度の末日)の子どもを養育している保護者に対し、手当を支給します。	こども未来課
子ども医療費の助成	18歳以下(18歳到達の年度の末日)の子どもに対し、医療費の助成を行いません。	保険年金課
子育て短期支援(ショートステイ事業)	保護者が疾病等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、その子ども又は母子を短期間施設へ保護します。	子育て支援課

(4) 子どもと母親の健康の確保

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や疾病の予防の観点から、乳幼児健診等を推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
親子健康手帳(母子健康手帳)の交付とおめでとう相談	母性意識を高め、健やかな子どもを生み育てられるように支援します。	健康づくり課
保健師による訪問相談	妊産婦や乳幼児のいる家庭、育児不安、発育、発達に心配のある家庭を訪問し生活状況を把握し、保健指導をします。	健康づくり課
助産師による訪問相談	生後4か月未満の乳児をもつ家庭に、助産師が訪問し、乳児の発育、発達、栄養、生活状況を把握して保健指導をします。また、母親の産後の回復状況を観察し、精神的、身体的にも安定した状態で子育てできるように支援します。	健康づくり課
育児相談	一人ひとりに応じた相談ができる場を設けることにより、安心して子育てができるように支援します。	健康づくり課
赤ちゃん訪問	生後4か月未満の乳児を持つ全ての家庭に保健師又は助産師が訪問し、生活状況を把握して保健指導及び相談を実施するとともに、子育て支援に関する情報を提供し、精神的、身体的にも安定した状態で子育てできるように支援します。	健康づくり課

事業名	内容	担当課
離乳食・栄養相談	一人ひとりに応じた相談ができる場を設けることにより、食を通じた子どもの健全育成を支援します。	健康づくり課
離乳食講習会	そしゃく能力や味覚の基礎をつくる大切な5～8か月、9か月～1才6か月の時期に、離乳食の進め方等を指導します。	健康づくり課
親と子の栄養教室	食事を楽しいものにし、食生活の乱れを防ぐため、規則正しい食習慣や、適切なおやつ・食事について指導します。	健康づくり課
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊産婦の健康保持、疾病の早期発見・治療のため、健康診査をし、安心して出産・子育てができるように支援します。また、子どもの発達・発育の確認と疾病の早期発見をして、心身の健全な育成を支援します。	健康づくり課
4か月児健康診査	子どもの発達・発育の確認と疾病の早期発見、母親の育児不安の軽減など、心身の健全な発育を支援します。	健康づくり課
1歳6か月児健康診査	幼児期における心身の発育・発達の確認と疾病の早期発見、母親の育児不安の軽減、乳歯のむし歯予防及び子どもの生活習慣の形成を図ります。	健康づくり課
3歳児健康診査	幼児期における心身の発育・発達の確認と疾病の早期発見、視力・聴力検査を実施します。母親の育児不安の軽減、むし歯予防及び子どもの生活習慣の形成を図ります。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査	妊婦自身の歯の健康管理と、子どもの歯の健康に対する関心が深まるように支援します。	健康づくり課
産婦歯科健康診査	産婦自身の歯の健康管理と、子どもの歯の健康に対する関心が深まるように支援します。	健康づくり課
2歳児歯科健康診査	歯科健康診査やフッ化物塗布を実施し、幼児期のむし歯予防のために歯みがき方法を指導します。	健康づくり課
歯みがき相談	一人ひとりに応じた相談ができる場を設けることにより、乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりを行い、むし歯予防ができるように支援します。	健康づくり課
歯～ぴか教室	乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりを行うために、一人ひとりに応じた指導ができる場を設け、むし歯予防ができるよう支援します。	健康づくり課
歯と口の健康センター	乳幼児から小学校6年生を対象に歯科健診、フッ化物塗布、相談を実施します。	健康づくり課
園児の歯みがき教室	保育園で4歳児の親子を対象に、歯みがき教室を行います。歯科衛生士から歯と口の機能と口腔ケアについて学びます。	こども未来課
フッ化物洗口	保育園で5歳児を対象に、幼児の歯を虫歯から守るため、フッ化物洗口を行い、歯にフッ化物の層をつくります。	こども未来課
かかりつけ医の確保の啓発	身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	健康づくり課
医療情報の提供	小児医療に関する情報を広報やホームページ等で提供します。	健康づくり課

事業名	内容	担当課
小児休日診療の提供	尾北医師会及び岩倉医師会の小児科開業医が、江南厚生病院の「こども救急診察室」において、土、日曜日、祝日の午前9時から午後0時、午後1時30分から午後5時まで診療を行います。	健康づくり課
予防接種事業	感染症の蔓延を防ぐために予防接種を実施します。	健康づくり課
産後ケア事業【再掲】	産後4か月未満の母親とその児に心身のケアや育児のサポート等を実施します。（一部、産後1年未満）	健康づくり課
産後リフレッシュ教室	産婦同士の交流を図り、育児体験や悩みの共有により不安を解消し、新たな気持ちで育児に臨むことができるように支援します。	健康づくり課
子育て支援アプリ（KONAN子育て応援ナビ）	妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスや地域の情報等をお知らせします。	健康づくり課

（５）気軽に相談できる支援体制づくり

悩みを抱える保護者等の相談窓口を充実するとともに、適切な相談支援につなげる体制を強化します。

【取組】

事業名	内容	担当課
離乳食・栄養相談【再掲】	一人ひとりに応じた相談ができる場を設けることにより、食を通じた子どもの健全育成を支援します。	健康づくり課
保健師による訪問相談【再掲】	妊産婦や乳幼児のいる家庭、育児不安、発育、発達に心配のある家庭を訪問し生活状況を把握し、保健指導をします。	健康づくり課
助産師による訪問相談【再掲】	生後4か月未満の乳児をもつ家庭に、助産師が訪問し、乳児の発育、発達、栄養、生活状況を把握して保健指導をします。また、母親の産後の回復状況を観察し、精神的、身体的にも安定した状態で子育てできるように支援します。	健康づくり課
育児相談【再掲】	一人ひとりに応じた相談ができる場を設けることにより、安心して子育てができるように支援します。	健康づくり課
赤ちゃん訪問【再掲】	生後4か月未満の乳児を持つ全ての家庭に保健師又は助産師が訪問し、生活状況を把握して保健指導及び相談を実施するとともに、子育て支援に関する情報を提供し、精神的、身体的にも安定した状態で子育てできるように支援します。	健康づくり課
子育て相談	子育て支援センターにおいて電話又は来所で随時、育児不安等に対する相談を受け付けています。	子育て支援課
養育支援訪問	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育支援の必要な家庭を保育士が訪問し養育相談を行っています。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
家庭児童相談室	子どもや家族の持つ悩みについて相談を受け、家庭における健全な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課
こども家庭センター【再掲】	母子保健と児童福祉が連携し、個々に合った支援プランの作成、情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課
		健康づくり課
少年センター	子どもや家族の持つ悩み（友人関係、いじめ、不登校、家族関係等）について、面接・電話相談・Eメール相談を受け、青少年の不安が軽減するように支援します。	生涯学習課
母子・父子相談	母子・父子自立支援員により、個々のひとり親家庭等の状況に応じ、子育てや経済的な基盤を強化するため就労相談、指導等を行い、自立に向けた支援をします。	こども未来課
母子生活支援施設への入所相談	配偶者のない母子及びその者の監護すべき児童が入所し、保護を受けることにより、日常生活が安定し、自立に向けた活動に取り組むことができるよう支援します。	子育て支援課

(6) 「生きる力」と「豊かな心」を育む教育の推進

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切に作る心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
子ども学級	土・日曜日（夏休み・冬休みを含む）に開催し、子どもたちと地域の人々とのふれあい活動や各種体験活動等を通じて子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
家庭教育地域活動	小・中学校単位で講演会や地域との活動を行うことにより、家庭教育を推進します。	生涯学習課
ファミリーふれあい教室	共働き世帯の増加や家族内での孤食等家族の仲を深める機会が減少している現状で、家庭の繋がりを生む機会として各種見学・体験活動を行います。	生涯学習課
ブックスタート事業	4か月児健康診査を受ける全ての子どもと保護者に、絵本を介して親子のふれあいのひとときを持ってもらうためのブックスタート事業を行います。また、絵本の楽しさを知ってもらうための読みきかせ等をボランティアの協力でいきます。	生涯学習課
		健康づくり課
学校運営協議会活動	学校と地域が連携・協働し、力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。	教育課
子ども会活動	地域子ども会の組織化を図り、子ども会活動の一層の充実、活性化を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
親子リサイクル教室	ごみの減量及び処理、リサイクルについて、より一層理解を深めるため、親子で学ぶ教室を開催します。	環境課
乳幼児や就学前児童とのふれあいの機会の確保	小・中学生が子どもと家庭の大切さを理解できるよう、保育園や幼稚園等において、小さい子どもたちとふれあう機会を確保します。	教育課
心の教室相談員	子どもが悩みや不安を気楽に話し、ストレスを和らげることができるよう、小・中学校に相談員を配置します。	教育課
学校における健康教育	喫煙、飲酒及び薬物乱用等を防止し、生命の尊さへの理解を深めるため、性教育や健康教育等を推進します。	教育課
		健康づくり課
保健師・助産師による相談	思春期における問題や悩みに対して、電話や面接等による相談を行います。	健康づくり課
栄養バランスのとれた献立作成	旬の食材や地元でとれた野菜を使用した献立を取り入れ、児童・生徒の成長期における健康の増進を図るとともに、保護者には献立表や給食だよりを配布し、食と健康づくりに対する関心の高揚を図ります。	学校給食課
家庭児童相談室【再掲】	子どもや家族の持つ悩みについて相談を受け、家庭における健全な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課
少年センター【再掲】	子どもや家族の持つ悩み（友人関係、いじめ、不登校、家族関係等）について、面接・電話相談・Eメール相談を受け、青少年の不安が軽減するように支援します。	生涯学習課
教育支援センター	不登校及びその傾向にある子どもに対して、自立と集団への適応指導を図ります。	教育課
いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の発生の防止等のため、いじめ・不登校対策協議会において、いじめ・不登校対策研究会による研究事例等の情報共有を図り、関係各所と連携して、早期発見・早期対応、丁寧な対応を行います。	教育課
環境学習会	生物観察、植栽等を通じて、次世代を担う子供達が自然の大切さを学ぶとともに、自然の生物や植物を大切にすることを目的に学習会を開催しています。	環境課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を積極的に推進するため、連絡協議会を組織し、街頭啓発活動やあいさつ運動を行い、地域ぐるみで健全育成を展開します。	生涯学習課
ボーイスカウト・ガールスカウト補助事業	ボーイスカウト・ガールスカウトに補助金を交付し活動を支援します。	生涯学習課
P T A活動費補助事業	市P T A連合会に補助金を交付し活動を支援します。	生涯学習課

2 困難を抱える子どもとその家族の支援

子どもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、子どもの貧困対策やひとり親家庭、児童虐待防止対策を推進しつつ、障害のある児童など、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。

(1) 子どもの貧困・ひとり親・ヤングケアラーへの支援

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。また、ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援など、総合的に支援するとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

また、ヤングケアラーについて、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
就学援助事業	経済的な理由によって就学困難な児童、生徒又は次年度に入学予定とする児童及び生徒の保護者等に対し、学用品費や給食費等を援助します。	教育課
母子・父子相談【再掲】	母子・父子自立支援員により、個々のひとり親家庭等の状況に応じ、子育てや経済的な基盤を強化するため就労相談、指導等を行い、自立に向けた支援をします。	こども未来課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての紹介、貸付申請支援を行います。	こども未来課
母子家庭等日常生活支援	ひとり親家庭等が、就職活動や病気等の社会的な事由により一時的に生活援助のサービスが必要な場合や、ひとり親家庭等になって間がないなど、日常生活を営むのに支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣し日常生活の安定を支援します。	こども未来課
児童扶養手当の支給	18歳以下（18歳到達の年度の末日）の子どもを養育しているひとり親家庭等に対し、手当を支給します。	こども未来課
母子・父子家庭医療費の助成	18歳以下（18歳到達の年度の末日）の子どもを養育しているひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	保険年金課
母子生活支援施設への入所相談【再掲】	配偶者のない母子及びその者の監護すべき児童が入所し、保護を受けることにより、日常生活が安定し、自立に向けた活動に取り組むことができるよう支援します。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
主任児童委員、民生児童委員活動	子どもが健やかに育つ環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するため、主任児童委員、民生児童委員と連携し、子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課
養育費確保支援補助金	養育費の履行確保のため公正証書作成費用等を補助することで養育費の確保を支援し、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減できるよう支援します。	こども未来課
ヤングケアラー相談窓口	ヤングケアラーの相談を受け、支援機関と学校等と連携体制を構築し、個別的な支援をします。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援課

(2) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のある子ども・若者とその保護者に対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障害のある子ども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
心身障害者扶助料等の支給	心身障害児の福祉の増進に寄与するために、心身障害者扶助料や市特別障害者手当を支給します。	ふくし支援課
特別な支援を必要とする児童・生徒の就学先の検討	年に2回、教育支援委員会を開き、特別な支援を必要とする児童・生徒のよりよい就学先について、専門家を交え協議し、適切な就学を図ります。	教育課
特別支援学級等支援職員の配置	特別な支援を必要とする児童・生徒の日常生活や学習活動の支援を行います。	教育課
特別支援保育【再掲】	保護者の就労状況等から保育園へ通園する必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	こども未来課
障害児療育支援	就園、就学前の乳幼児とその保護者を対象に児童発達支援事業において親子通園を実施します。専門家による言語療法や作業療法、音楽療法の療育プログラムを子ども一人ひとりの発達に合わせて提供します。また、子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添った支援を行います。	こども未来課
障害児通所支援	療育を行う必要があると認められる障害児に対して、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）により支援します。	ふくし支援課

事業名	内容	担当課
こども発達サポート相談	子どもの発達に不安を感じている保護者が安心して子育てしていくために、専門の相談員が相談を受け助言します。	子育て支援課
医療的ケア児保育支援事業	公立保育所において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	こども未来課
巡回相談	保育所等を利用中の子どもが集団生活適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を考えます。	子育て支援課
主任児童委員、民生児童委員活動【再掲】	子どもが健やかに育つ環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するため、主任児童委員、民生児童委員と連携し、子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課

(3) 外国にルーツを持つ子どもへの支援

言葉の壁や習慣の違いで戸惑っている外国籍の子どもの健全な成長を支援します。

【取組】

事業名	内容	担当課
国際交流「ふくらの家」子ども塾【再掲】	外国人の児童が多く通学している藤里小学校の空き教室を国際交流ルームとして整備し、言葉の壁や習慣の違いで戸惑っている外国人の児童・生徒を対象とした日本語学習等の支援活動を実施します。	生涯学習課
主任児童委員、民生児童委員活動【再掲】	子どもが健やかに育つ環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するため、主任児童委員、民生児童委員と連携し、子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課

(4) 児童虐待の発生予防等へのきめ細やかな対応

要保護児童対策地域協議会の活性化により、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上、地域の連携体制を充実させることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童虐待防止対策	児童虐待の早期発見、要保護児童の適切な保護又は要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
要保護児童対策事業	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を決定し、子どもの安全確認及び保護者指導等を行います。危険性が高いケースは児童相談センターに送致し、一時保護等の措置につなげます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	子育て支援課
養育支援訪問【再掲】	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育支援の必要な家庭を保育士が訪問し養育相談を行っています。	子育て支援課
主任児童委員、民生児童委員活動【再掲】	子どもが健やかに育つ環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するため、主任児童委員、民生児童委員と連携し、子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援課
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を実施することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	子育て支援課

3 地域の子ども・子育て支援の推進

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスや、男女共同参画等による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を確保します。

(1) 地域での子育て支援の充実

家庭、地域、関係機関が連携して、子育て家庭への情報提供や学習、活動の場を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
親子ふれあい遊び講座、子育て講演会	未就園児とその保護者を対象とした親子ふれあい遊び講座や子育て講演会を開催しています。	子育て支援課
子育てサークル	子育てサークルの育成と自主活動を援助しています。	子育て支援課
子育て親子の交流促進	子育て中の親子に対して、保育園でのほほえみ広場、児童館の親と子の遊びの広場での親子の交流を促進する事業を実施します。	こども未来課
		子育て支援課
子育て支援情報の提供	江南市の子育てに関する情報を月間予定表、機関紙、ホームページで提供しています。	子育て支援課
子育てガイドブック配付【再掲】	妊娠準備期からの子育てに関する情報を一冊にまとめた子育てガイドブックの発行と配付により、子育て情報の提供を行います。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域で子育て支援をするために育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方の橋渡しを行います。会員登録をされた方の相互援助活動を支援していきます。	子育て支援課
養育支援訪問【再掲】	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育支援の必要な家庭を保健師や保育士が訪問し養育相談を行っています。	子育て支援課
親子関係形成支援事業【再掲】	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を実施することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	子育て支援課
子育て家庭優待（はぐみんカード）	子育て家庭や妊娠中の方が協賛店舗で特典を受けることができる「はぐみんカード」を配布しています。	こども未来課
赤ちゃんの駅	外出中の授乳やオムツ替えのため、無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として情報発信します。	子育て支援課
家庭用品リサイクルバンクによる育児用品の紹介	リサイクル活動の一環として、ベビーベッド、ベビーカー、遊具等不要となった育児用品を広報、ホームページにより積極的に紹介します。	環境課
家庭教育地域活動【再掲】	小・中学校単位で講演会や地域との活動を行うことにより、家庭教育を推進します。	生涯学習課
コミュニティ・スポーツ祭	親子のふれあい、区民相互の親睦を深め、市民が健康で明るい生活を築くため、校区ごとにコミュニティ・スポーツ祭を開催します。	スポーツ推進課
学校開放	市民が身近でスポーツ活動やレクリエーション、体力づくり等を効果的に実施することができます。	スポーツ推進課

（２）仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、男性の家事・子育て参画意識の向上を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
父親参加の教室	父親が子育てに参加しその楽しさ、喜びが見込めるよう子どもと一緒に楽しく遊べる遊びを紹介する教室を開催します。	子育て支援課
フレッシュ・パパママ教室【再掲】	妊娠、出産、育児に関する正しい知識を普及し、安心して出産に臨めるように支援します。	健康づくり課
家庭生活自立講座	男性の積極的な家事、育児参加を促すため、家庭生活自立講座を開催します。	市民サービス課
通常保育【再掲】	市内の保育施設（公立・私立保育園、認定こども園）において、教育・保育の必要性に応じて、家庭で日中保育ができない乳幼児を保護者に代わって保育を実施します。	こども未来課
低年齢児保育【再掲】	3歳未満児の保育ニーズの高まりに応じて、民間保育事業者とも連携し、受け入れ体制の充実を図ります。	こども未来課

事業名	内容	担当課
時間外保育（延長保育）【再掲】	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育認定時間以外の時間も保育を実施します。	こども未来課
一時預かり【再掲】	保護者の就労や病気・出産等の緊急時、育児リフレッシュ等の理由で、家庭で保育できない場合、一時的に保育を実施します。	こども未来課
特別支援保育【再掲】	保護者の就労状況等から保育園へ通園する必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	こども未来課
病児保育、乳幼児健康支援一時預かり【再掲】	病氣中又は病氣回復期にあり、集団保育が困難な場合、医療機関等に併設された保育施設において一時的に利用できる保育事業を実施します。	こども未来課
学童保育（放課後児童健全育成）【再掲】	授業終了後や土曜日及び長期学校休業日に就労等で保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
障害児の放課後対策【再掲】	学校に就学している障害児への放課後又は休業日の対策として、放課後等デイサービス事業により支援します。	ふくし支援課

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
江南市交通安全推進協議会の活動支援	交通安全教育の充実、交通道德の普及、街頭監視活動、街頭啓発活動、広報啓発活動等交通安全運動の展開により、交通安全意識の高揚及びマナーの向上への取り組みを支援します。	防災安全課
交通安全思想の普及徹底	交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーを身につけるため、交通安全教室を通じて子どもと保護者に参加、体験、実践型の交通安全教育を実施します。	防災安全課
交通安全施設整備	交通事故を未然に防止するため、道路照明灯、道路反射鏡、道路区画線、交差点減速帯等を整備します。また、学校周辺の通学路における子どもの安全を確保するためグリーンベルトを整備します。	防災安全課
江南防犯協会連合会の活動支援	江南防犯協会連合会が推進する地域安全活動、防犯意識の高揚、子ども、女性等を狙う犯罪防止に対する活動等への取り組みを積極的に支援します。	防災安全課
防犯施設整備への助成	路上犯罪等の抑止のため、区、町内会が設置、維持管理する防犯灯に対し設置費及び電気料金を補助します。	防災安全課

事業名	内容	担当課
地域安全パトロール 隊への助成	ボランティアによる地域ぐるみの安全活動によって犯罪の発生や少年の非行等を防ぎ、安心・安全な地域社会を実現するための活動に対して助成します。	防災安全課
犯罪情報の提供	各地区で起きた身近な犯罪、不審者情報を、対応策を含めて警察と協力して提供します。	防災安全課
「子ども 110 番の家」 等緊急避難場所の設 置促進	子どもが見知らぬ人から声をかけられたり危険を感じたときに助けを求められる場所として「子ども 110 番の家」を通学路上に設置します。	教育課
緊急情報等連絡配信	市内小・中学校から、保護者連絡配信アプリを活用して、保護者に不審者情報、緊急連絡等の情報を提供します。	教育課
下校時安全パトロール	小学校児童の下校時の安全を確保するため、パトロールを実施します。	教育課
子どもの安全・安心教育	保育園児が小学校への入学をきっかけに一人で行動する機会が多くなるため、親や就学前の子ども自身で自分の身を守る方法等を指導します。	こども未来課
街頭補導事業	少年の非行・被害防止及び健全育成を図るため、少年補導委員による街頭補導活動等を行います。	生涯学習課
赤ちゃんの駅【再掲】	外出中の授乳やオムツ替えのため、無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として情報発信します。	子育て支援課

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域とします。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月60時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込み量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(7) 推計児童数

計画期間中の児童数の推移については、計画期間（令和7年～11年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従い「コーホート変化率法」で推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	536	524	512	502	494
1歳	559	565	552	540	529
2歳	605	575	581	568	555
3歳	672	615	585	591	577
4歳	641	681	622	592	598
5歳	755	644	684	625	595
6歳	745	762	650	690	631
7歳	804	745	762	650	690
8歳	776	805	746	763	651
9歳	843	778	807	748	765
10歳	854	842	778	807	748
11歳	834	855	843	779	808

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園（認定こども園を含む）

【 概要 】

満3歳から就学前の幼児に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を実施します。

【 現状 】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	3歳以上	1,159人	1,151人	1,124人	1,104人
		(744人)	(737人)	(733人)	(732人)

- ・（ ）内は市内の幼稚園・認定こども園利用者の再掲
- ・令和6年度、幼稚園が1か所認定こども園に移行し、幼稚園数は2か所となっています。

【 今後の方向性 】

幼稚園については、広域利用を想定することにより、量の見込みを確保できる予定です。

今後、教育・保育の選択肢を増やすため、利用者の希望や定員の充足状況等を考慮しながら認定こども園の新設や幼稚園の認定こども園への移行が円滑に進むよう支援します。

【 量の見込みと確保方策 】

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号	3歳以上	593人	556人	542人	518人	507人
			2号	209人	196人	191人	183人
	広域利用		60人	60人	60人	60人	60人
	計		862人	812人	793人	761人	746人
確保方策	1号 2号	3歳以上	【特定教育・保育施設】				
			291人	291人	291人	291人	291人
			【確認を受けない幼稚園】				
			488人	488人	488人	488人	488人
			広域利用				
計		999人	999人	999人	999人	999人	
確保方策－量の見込み			137人	187人	206人	238人	253人

- ・量の見込み（広域利用）は、他市町からの利用を60人（扶桑町）と想定
- ・確保方策（広域利用）は、他市町への利用を220人（一宮市）と想定
- ・認定こども園の1号認定を含む。

(2) 保育所（認定こども園を含む）

【 概要 】

保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる乳幼児に対して、保護者の申込みにより保育を実施します。

【 現状 】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2号認定	3～5歳	1,305人	1,271人	1,226人	1,234人
3号認定	0歳	42人	20人	34人	45人
	1～2歳	533人	516人	507人	494人
計		1,880人	1,807人	1,767人	1,773人

・市内には公立保育所18か所と私立保育所が1か所あります。

【 今後の方向性 】

今後も、共働き世帯の割合の増加とそれに伴う3歳未満児の保育ニーズの高まりが予想されるため、待機児童が発生しないよう、民間の地域型保育事業（小規模保育事業等）の参入を促進します。

さらに、教育・保育の選択肢を増やすとともに、公立保育所の更新・運営の効率化を図るため、公立保育所の統廃合の推進、民間保育所の新設や幼稚園の認定こども園への移行を支援します。また、公立保育所の統廃合や大規模改修等の際には、民営化も視野に入れて検討します。

令和8年度には、公立保育所を統合・民営化し、また、令和9年度にも公立保育所を統合し、新たな公立保育所を整備します。

【 量の見込みと確保方策 】

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号	3～5歳	1,126人	1,057人	1,030人	985人	964人
	3号	0歳児	43人	42人	41人	40人	40人
		1歳	169人	171人	167人	163人	160人
		2歳	302人	287人	290人	283人	277人
	計		1,640人	1,557人	1,528人	1,471人	1,441人
確保方策 【特定教育・保育施設】	2号	3～5歳	1,217人	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人
	3号	0歳児	57人	60人	60人	60人	60人
		1歳	243人	248人	248人	248人	248人
		2歳	303人	309人	309人	309人	309人
	計		1,820人	1,852人	1,852人	1,852人	1,852人
確保方策 【地域型 保 育 事 業】	3号	0歳児	0人	12人	18人	18人	18人
		1歳	0人	12人	18人	18人	18人
		2歳	0人	14人	21人	21人	21人
	計		0人	38人	57人	57人	57人
確保方策 －量の見込み	2号	3～5歳	91人	178人	205人	250人	271人
	3号	0歳児	14人	30人	37人	38人	38人
		1歳	74人	89人	99人	103人	106人
		2歳	1人	36人	40人	47人	53人
	計		180人	333人	381人	438人	468人

・ 認定こども園の2号認定及び3号認定を含む。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築きにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・子育て家庭等が地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業
- ・こども家庭センター型・・・従来の母子保健型と児童福祉機能が一体となって、全ての妊産婦や子育て世帯に対して相談支援を行うとともに、継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う事業（令和6年度よりこども家庭センター型）

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策（B）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 今後の方向性 】

子育て、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組み、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

また、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して相談支援を行い、心身の状態やニーズを把握するとともに、継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施していきます。また、地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,185人	1,175人	1,149人	1,144人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,126人	1,077人	1,056人	1,021人	1,000人
確保方策（B）	1,126人	1,077人	1,056人	1,021人	1,000人
差引（B） - （A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

保護者の就労形態の多様化に対応するため、市内18園の保育園において、通常利用日の午後7時まで（一部の園は午後8時まで）延長保育を実施しています。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、現在の事業を継続していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期学校休業日にも実施します。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	1,271人	1,214人	1,236人	1,248人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,470人	1,454人	1,381人	1,339人	1,284人
1年生	299人	306人	261人	277人	253人
2年生	323人	299人	306人	261人	277人
3年生	311人	323人	299人	306人	261人
（低学年 計）	933人	928人	866人	844人	791人
4年生	179人	165人	171人	159人	162人
5年生	181人	179人	165人	171人	159人
6年生	177人	182人	179人	165人	172人
（高学年 計）	537人	526人	515人	495人	493人
確保方策（B）	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人	1,548人
差引（B）-（A）	78人	94人	167人	209人	264人

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、一部の地域では入所児童数の増加が見込まれることから、余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

(4) 放課後子ども教室

【 概要 】

小学校の全児童を対象に、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。平日の放課後及び夏季休業日の月、水、金曜日に実施します。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数		10校	10校	10校	10校
実施校		8校	9校	10校	10校
開設割合		80%	90%	100%	100%
開設校の児童数		4,467人	4,787人	5,191人	5,080人
確保方策 (登録定員)		432人	464人	502人	505人
共通プログラム 実施校	連携型	0校	0校	0校	1校
	校内交流型	7校	7校	7校	9校

【 確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数		10校	10校	10校	10校	10校
実施校		10校	10校	10校	10校	10校
開設校の児童数		4,856人	4,787人	4,586人	4,437人	4,293人
確保方策 (登録定員)		541人	541人	541人	541人	541人
共通プログラム 実施校	連携型	1校	1校	1校	1校	1校
	校内交流型	9校	9校	9校	9校	9校

【 今後の方向性 】

事業の実施にあたって、教育委員会等と協議を行いながら、事業内容の充実を図ります。

学童保育所(室)と放課後子ども教室の共通プログラムについては、連携型又は校内交流型による実施を推進します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 概要 】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊することも可能な施設で一時的に子どもを預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	0人日	4人日	7人日	27人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策（B）	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
差引（B） - （A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問し、子どもの発育・発達の確認や母親の産後の体調確認、栄養、生活環境、疾病予防に関する助言を行い、子育ての不安や悩みについて相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭について継続支援を行います。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	516件	564件	526件	538件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	536件	524件	512件	502件	494件
確保方策(B)	536件	524件	512件	502件	494件
差引(B) - (A)	0件	0件	0件	0件	0件

【 今後の方向性 】

乳児の健康状態のチェックや母親の身体的・精神的状況、家庭の養育環境を把握し、必要に応じてアドバイスを行うほか、支援が必要と判断された家庭に対し、迅速で適切なサービスを提供します。また、全戸訪問を達成することで、産後うつ予防や子育てのストレスを抱え込んだり、乳児家庭が孤立することを防ぎます。

(7) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、その養育が適切に行われるよう、保護者に対して相談、指導、助言、その他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問世帯数	34世帯	33世帯	32世帯	29世帯
訪問件数	247件	225件	137件	175件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	50世帯	48世帯	48世帯	47世帯	46世帯
確保方策 (B)	50世帯	48世帯	48世帯	47世帯	46世帯
差引 (B) - (A)	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断された家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数	15,858人回	18,013人回	18,886人回	29,713人回
地域子育て支援拠点事業数	3か所	3か所	3か所	3か所

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	32,000人回	31,000人回	31,000人回	30,000人回	30,000人回
確保方策（B） 【地域子育て支援拠点事業数】	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(9) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	4,427人日	4,572人日	7,005人日	6,016人日
保育所等における 一時預かり	1,931人日	2,052人日	2,128人日	2,239人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	9,526人日	9,184人日	9,152人日	8,961人日	8,945人日
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	6,845人日	6,604人日	6,616人日	6,501人日	6,536人日
保育所等における 一時預かり	2,681人日	2,580人日	2,536人日	2,460人日	2,409人日
確保方策 (B)	9,145人日	9,156人日	9,168人日	9,053人日	9,088人日
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	6,845人日	6,604人日	6,616人日	6,501人日	6,536人日
保育所等における 一時預かり	2,300人日	2,552人日	2,552人日	2,552人日	2,552人日
差引 (B) - (A)	▲381人日	▲28人日	16人日	92人日	143人日

【 今後の方向性 】

令和8年度には、公立保育所を統合・民営化し、新たな施設で一時預かり事業を開始します。

一時預かり事業は、未就園児や幼稚園児の保護者に対する大きな子育て支援の柱となるため、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に取り組んでいきます。

(10) 病児保育事業

【 概要 】

病気や病気の回復期にある児童で、保護者の就労等の理由により家庭において保育を行うことが困難な児童を、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	0人日	58人日	297人日	390人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,483人日	1,418人日	1,392人日	1,345人日	1,318人日
確保方策（B）	729人日	1,452人日	1,470人日	1,464人日	1,476人日
差引（B） - （A）	▲754人日	34人日	78人日	119人日	158人日

【 今後の方向性 】

本市では、令和3年11月に病児保育施設を1か所開設し運営していましたが、就労等の理由により家庭で保育することができない世帯が増加し、風邪やインフルエンザの流行期には予約が困難な事態となっているため、令和8年度には、1か所増設します。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	451人	462人	451人	512人
援助会員	51人	51人	54人	46人
両方会員	37人	45人	42人	44人
会員数(計)	539人	558人	547人	602人
延べ利用者数	1,031人日	971人日	952人日	990人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,010人日	978人日	949人日	919人日	896人日
小学生	420人日	414人日	396人日	384人日	371人日
未就学児童	590人日	564人日	553人日	535人日	525人日
確保方策（B）	1,060人日	1,060人日	1,050人日	1,000人日	1,000人日
差引（B） - （A）	50人日	82人日	101人日	81人日	104人日

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実させるとともに、提供会員の確保を図ります。

(12) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、医師や助産師等に、妊娠・出産・育児に関する相談を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出者数	636人	544人	549人	533人
延べ受診者数	7,332人回	7,017人回	6,887人回	6,577人回

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	妊娠届出者数	536件	524件	512件	502件	494件
	延べ受診者数	6,625人回	6,477人回	6,328人回	6,205人回	6,106人回
確保方策(B)		6,625人回	6,477人回	6,328人回	6,205人回	6,106人回
差引(B) - (A)		0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 今後の方向性 】

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

(13) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後4か月未満の産婦と乳児を対象に出産医療機関等での宿泊や通所、自宅への訪問にて、助産師が母親への身体的ケア、適切な授乳ができるためのケア、心理的ケア、育児の手技について具体的な指導及び相談を実施し、産婦の心身の休養を図る事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者 実人数	宿泊型	5人	9人	2人	8人
	デイサービス型				
	アウトリーチ型				1人

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		49人日	65人日	89人日	121人日	163人日
	宿泊型	40人日	54人日	76人日	105人日	145人日
	デイサービス型	6人日	7人日	8人日	9人日	10人日
	アウトリーチ型	3人日	4人日	5人日	7人日	8人日
確保方策（B）		49人日	65人日	89人日	121人日	163人日
	宿泊型	40人日	54人日	76人日	105人日	145人日
	デイサービス型	6人日	7人日	8人日	9人日	10人日
	アウトリーチ型	3人日	4人日	5人日	7人日	8人日

【 今後の方向性 】

里帰り出産や流産・死産等を経験された方を含め産後ケアを必要とする母親及び乳児の利用環境の整備を図り、産後うつ予防の強化を図ります。

(14) 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付（新規事業）

【 概要 】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともにニーズに応じて必要な伴走型相談支援を行います。

面談は、妊娠届出時、妊娠8か月頃（アンケート回答）、乳児全戸家庭訪問時に面談を行います。面談を実施された方について、経済的支援として、妊娠届出時面談後に5万円、乳児全戸家庭訪問後に5万円、計10万円を支給します。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出者数	536件	524件	512件	502件	494件
量の見込み（A）	1,608回	1,572回	1,536回	1,506回	1,482回
確保方策（B）	1,608回	1,572回	1,536回	1,506回	1,482回
差引（B）-（A）	0回	0回	0回	0回	0回

【 今後の方向性 】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援サービスの提供や迅速に関係機関へつなぎ、身体的・精神的ケア及び経済的な支援を実施します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)(A)	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
確保方策(延べ)(B)	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

今後、支援を必要とする家庭の潜在的ニーズをより正確に把握し、利用しやすい環境を整備し、虐待リスク等の高まりを未然に防げるよう支援を実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策（B）	*	*	*	*	*
差引（B）-（A）	▲20人	▲20人	▲20人	▲20人	▲20人

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の潜在的ニーズの正確な把握、事業の開始に向け、実施体制を整え、利用しやすい環境づくりを図っていきます。

(17) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策（B）	*	*	*	*	*
差引（B）-（A）	▲20人	▲20人	▲20人	▲20人	▲20人

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援を必要とする家庭の潜在的ニーズの正確な把握、事業の開始に向け、実施体制を整え、利用しやすい環境づくりを図っていきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	108人	132人	121人	120人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	112人	109人	106人	102人	99人
確保方策(B)	112人	109人	106人	102人	99人
差引(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

引き続き、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「子育て世代・子どもの将来が輝くまちづくり～こどもまんなか社会の実現にむけて～」の実現に向けて、家庭、地域、事業所、行政がそれぞれの役割のもとに連携し、本計画を推進します。

(1) 家庭

家庭は、子どもの人格形成や基本的な生活習慣の確立のため重要な役割を持ちます。子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むことができるよう、発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくことが大切です。また、家族が親密なふれあいをもち、子どもの意見を取り入れながら、相互に助け合える人間関係を形成することが重要です。

(2) 地域

地域社会は、地域に住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。地域にとって、子どもは次代を担うかけがえのない「宝」であり、子どもや若者の成長や交流を見守り、育てていくことが重要になります。

全ての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深めることが大切です。

(3) 事業所

夫婦の共働きが増加する中で、事業所は従業員に対して積極的な子育て支援を提供する役割を持ちます。働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが重要です。

(4) 行政

市は、計画の内容を広く市民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と連携し、また、それぞれの連携を促進しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育等の支援をきめ細かく展開することが求められており、幅広い視点から総合的に施策を推進します。

2 計画の進行管理

計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、たうえで取組の充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「江南市子ども・子育て会議」において審議し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ

